
イギリス植民地省中東局の成立

はじめに	2
1. 「中東」概念の形成	2
2. 第一次世界大戦と「中東」をめぐって錯綜するアプローチ	3
3. 植民地省中東局の成立	5
4. カイロ会議の開催	7
おわりに	8

はじめに

1918年10月30日、オスマン帝国と連合国の間にムドロス休戦協定が発効し、東方における第一次世界大戦はひとまずの終焉を迎えた。イギリスは第一次世界大戦の過程でオスマン帝国領のアラブ地域への関与を強めていくことになった。それに伴い、イギリス政府内では政策領域としての「中東」への関心が高まり、1921年3月に植民地省内に中東局が成立した。本稿では「植民地省中東局」の成立に結実するイギリス政府内の中東をめぐる政策・統治行政組織の模索について検討する。

1. 「中東」概念の形成

それでは、まず「中東」とはどのような概念なのだろうか。この概念は19世紀の欧米で一般化していく⁽¹⁾。元来、ユーラシア大陸におけるアジア地域をヨーロッパ諸国は「オリエント (Orient)」と呼んでいた。19世紀にはバルカン半島や東地中海地域 (レヴァント、Levant)、西アジア地域を指す「近東 (Near East)」とインド以东を指し示す「極東 (Far East)」という認識が生じていく。それとともに、その中間地域を漠然と指す「中東 (Middle East)」という概念も用いられるようになっていく。1902年にはアメリカの海軍戦術家のアルフレッド・マハン (Alfred Thayer Mahan) はペルシャ湾岸地域を「中東」と表現した⁽²⁾。また、イギリスのジャーナリストであるヴァレンタイン・チロル (Ignatius Valentine Chirol) は1902年から翌年にかけて『タイムズ』紙に掲載した論稿をまとめた『中東問題』という著書のなかで、ペルシャ湾岸地域やメソポタミア、アラビア半島、アフガニスタンなどを「中東」と括った⁽³⁾。「中東」は厳密な地理的概念ではなく、時代や論者によってその範囲が恣意的に設定される多分に政治的な概念として用いられてきたのである。

「近東」にあたるオスマン帝国は外務省の担当領域であり、「極東」のうちインド地域についてはイギリス東インド会社、そしてインド省が担当してきた。オスマン帝国領のアラブ地域、特にメソポタミアについては「近東」と「極東」の狭間の存在として、両者から関心を寄せられてきた。

1723年、イギリス東インド会社はイランからメソポタミア地域の中心的な港湾都市であったバスラに陶器の工場を移設し、1740年代にメソポタミアの貿易独占権を獲得した。

1798年には同社の勢力範囲を誇示するものとしてバグダードに商館が建設され、1802年からは領事館としての機能が付与されることになった⁽⁴⁾。

20世紀に入るとオスマン帝国のお雇い技師として、イギリス人土木技師のウィリアム・ウィルコックス (William Willcocks) がオスマン帝国領アラビア地域の灌漑計画に従事し、当該地域の測量と地図作成を行った⁽⁵⁾。

2. 第一次世界大戦と「中東」をめぐる錯綜するアプローチ

オスマン帝国が三国同盟側に立って第一次世界大戦に参戦したことを受け、1914年11月に英領インドは速やかに遠征軍 (Indian Expeditionary Force D, IEFD) を編成し、メソポタミアに派遣した。海軍の活動拠点と安定した石油供給の確保を急務としたIEFDは11月23日、バスラの占領に成功した。その際にはかつてウィルコックスが作成した地図が軍事作戦の展開に大いに役立てられた。

1915年2月24日、インド総督ハーディング (Charles Hardinge, 1st Baron Hardinge of Penshurst)⁽⁶⁾ はインド政庁主導によるバスラの恒久的統治、すなわちメソポタミア地域を英領インドに組み込むことを本国に提案した⁽⁷⁾。バスラでは英国工兵隊による鉄道敷設や港湾設備の改修とともに、都市景観の再構成や公衆衛生の改良なども実施された⁽⁸⁾。IEFDは戦線の北への押し上げとバグダード攻略に乗り出したものの、オスマン帝国軍の反攻とクート包囲戦での敗北を受け、戦線は膠着した。メソポタミア戦線の維持と防衛のためのIEFDの拠点としてのバスラの開発は進み、その責任者としてインドからイギリス人土木技師のジョージ・ブキャナン (Geroge Buchanan) が招集され、港湾インフラの整備計画に着手した。彼は英領インドであったビルマのラングーンから技師を呼び寄せるとともに、建築資材としてラングーン産の安価な広葉樹を取り寄せた⁽⁹⁾。バスラには労働力として大量のインド人が「輸入」され、メソポタミア地域を英領インドに組み込むための開発が進められていった⁽¹⁰⁾。

一方でイギリス政府内では、エジプトのカイロにおいて、外務省と陸軍省から出向していた人々がメソポタミア地域に対して異なるアプローチをとった。イギリスとフランスの間で「中東」を分割した協定として知られるサイクス・ピコ協定のイギリス側の代表者でもあるマーク・サイクス (Mark Sykes) は、外務省管轄下の「イスラーム局 (Islamic Bureau)」の設立を発案した。イギリスの中近東地域における情報収集、政策立案、プロパガンダ工作などの活動を外務省管轄の下で一本化することがその目的であった。サイクスの提案ではメソポタミア地域もその管轄に組み込まれていたが、インド政庁側がこれに

強く反発したため除外となり、名称も「アラブ局 (Arab Bureau)」と変更の上で設立された⁽¹¹⁾。

またイギリスのカイロ当局は、イスラームの預言者に連なる家系であるハーシム家の出身でメッカのシャリーフを務めていたフサイン (Hussein ibn Ali) と独自の交渉を進め、アラブ人のオスマン帝国からの独立を見返りとした戦争協力の取り付けを試みていた。カイロの高等弁務官であるヘンリー・マクマホン (Henry McMahon) とフサインの間の一連のやり取りは「フサイン＝マクマホン書簡」として知られている。ハーシム家との協力はカイロの陸軍将校としてアラブ局に転属し、後に「アラビアのロレンス」として名を馳せるトーマス・ロレンス (Thomas Edward Lawrence) の活躍でも有名な「アラブの反乱」として結実する。しかし、この交渉について英領インド側は何も知らされていなかった。インド総督のハーディングは、マクマホンとハーシム家の間のやり取りがインド側に共有されなかったことを嘆き、そのような政策は強固なアラブ国家の出現を招き、ひいてはイギリスとインドの利益に反すると非難した⁽¹²⁾。大戦中の「中東」をめぐるイギリスの政策は、各出先機関が各々の強い意向に基づいた行動を行った結果、きわめて錯綜したものとなっていたのである。

1917年3月16日、イギリス内閣内に外務大臣のカーズン (The Earl Curzon of Kedleston, 1921年から1st Marquess Curzon of Kedleston) を委員長とする省庁間委員会であるメソポタミア行政委員会 (Mesopotamia Administration Committee) が組織され、占領下のメソポタミア地域を始めとするオスマン帝国領のアラブ地域にどのような統治体制を敷いていくのかについて議論が交わされた。その際、中東を担当する部局を創設するべきであるというコンセンサス自体は形成されたものの、具体的な管轄地域やその権限については意見がまとまらなかった。統治体制についても、一時的な占領統治から恒常的な民政に基づく間接統治へと切り替えるという方向で一致が見られたが、実行は先送りとされた⁽¹³⁾。

第一次世界大戦の勃発を契機として、イギリス政府内でも「近東」と「極東」の狭間に存在する「中東」という地域が重要な政策領域となりつつあるという認識が形成されていた。しかし、当初は外務省や英領インドといった従来の所轄官庁が権限範囲のすり合わせを行わないままに、各々の目的を実現するべく行動し、また占領行政に伴う軍の介入などもあったために政策決定過程が多分化し、錯綜することとなった。

終戦を迎えてもなお、イギリス政府内ではメソポタミアの政治的将来についての方針が定まっていなかった。1918年11月の英仏共同宣言では自治政府樹立が謳われたものの、現地では依然としてアーノルド・ウィルソン (Arnold Wilson) 文民弁務官代理の指揮下で文民行政府による直接統治体制が敷かれていた。他方、イギリス本国ではメソポタミア行

政委員会から名称変更された東方委員会 (Eastern Committee) の1918年11月27日の会議において、メソポタミア地域のアラブ人支配者を擁立した上での間接統治について検討されていた⁽¹⁴⁾。しかし、講和会議におけるオスマン帝国の戦後処理問題が進展しないまま直接統治は続き、現地住民の間では不満が高まっていった。

パリ講和会議において、旧オスマン帝国領の非トルコ地域の多くは委任統治領として国際連盟の管理下に置かれることとなった⁽¹⁵⁾。オスマン帝国の戦後処理をめぐる英仏を中心とする連合国間の条件のすり合わせは1920年2月12日から4月10日にかけてロンドンで行われ、4月18日から26日まで開催されたサン・レモ会議によって最終的な合意に達した。メソポタミアは英委任統治領イラクとしてパレスチナとともにイギリスの実質的な統治下に組み込まれることになった。サン・レモ会議での成果は1920年8月10日に連合国とオスマン帝国間の講和条約であるセーブル条約として結実した。

1920年5月、イラクがイギリスの委任統治領として管理下に置かれるという報はイラク国内中に広まっていた。それはイラクの人々にイギリスの占領が形を変えて永続するのだととらえられた。6月30日、イラク中部のルマイサで発生した当局への抵抗を皮切りに、全国規模の武装反乱が勃発した。反乱そのものはその年の10月末までには収束したが、この事件はイギリスの政策決定者たちに大きな衝撃を与えた。イギリスによる直接統治という選択肢はもはや考えられなかった。ウィルソンはその任を解かれ、かつてメソポタミアの文民弁務官を務め、1918年から2年間ペルシャに駐在していたパーシー・コックス (Percy Cox) が1920年10月に委任統治領イラクの初代高等弁務官に就任した⁽¹⁶⁾。

戦後処理の過程で有効な方策を打ち出すことができないままに困難な局面を迎えたことを受け、イギリス政府内では旧オスマン帝国領の委任統治に関する実施要領の決定が急務であるという認識が形成されていった。それに付随し、棚上げとされていた中東政策の立案とそれを担う担当部局についての議論も再燃する。

3. 植民地省中東局の成立

1920年5月17日、陸軍将校として英領インド軍やアラブ地域での任務を歴任し、1919年から外務省に出向していたヒューバート・ヤング (Hubert Winthrop Young) は、イギリスの「中東」政策についてのメモランダムを作成した。エジプト、パレスチナ、メソポタミア、アラビア、ペルシャは「中東地域 (the area of the Middle East)」として、今後イギリスが密接に関わっていく地域であると述べ、最も都合よく関係を維持するための方策について議論するべきだと提案した。ヤングは外務省、陸軍省、インド省の管轄が入り乱

れている現状を指摘し、オスマン帝国との講和後の恒久的な体制の決定は急を要するものとなっているとして、持論を展開した。彼は考える3つの案として、外務省東方局 (Eastern Department)⁽¹⁷⁾ 管轄案、新たな管轄省を創設して当該地域の外交関係に関する権限を付与する案、外務省と新設省による分割案があるとした上で、外務省管轄案が最も望ましいとし、分割案には反対の姿勢を示した⁽¹⁸⁾。

同じく1920年5月20日、陸軍大臣のウィンストン・チャーチル (Winston Churchill) は中東地域における現状分析を行い、閣内の財政委員会にて中東政策を統一することで軍事費削減が効率的に行うことができると主張した⁽¹⁹⁾。その後、閣議において中東を管轄する部局についての議論が重ねられていくことになった。

1920年6月1日、インド大臣のエドウィン・モンタギュー (Edwin Montagu) は閣議にメモランダムを提出した。第一次世界大戦の最中より英領インドでは独立を求める運動が激化し、その対処でインド省は忙殺されていた。モンタギューはインド省が現状への対応で手一杯であると述べ、中東を新たに担当することは難しいとしながらも、外務省の管轄案も適切ではなく、既存の省庁では植民地省の管轄とすることが妥当であるとした。一方で、中東管轄の部局が「植民地」という名前を冠するのはイメージが良くないとも指摘した。植民地省を名称変更するという手もあるが、新たな組織を創設するべきであるというのがモンタギューの意見であった⁽²⁰⁾。中東をめぐる問題は第一義には「外交」ではなく「帝国統治」にかかわる問題であるという認識が見て取れる。

モンタギューの意見に対し、外務大臣のカーズンは反対の姿勢を示した。6月8日のメモランダムにおいて、彼は新たな業務を担う組織を創設するべきという点ではモンタギューと同意見としながらも、エジプトやペルシャなどとの外交関係を考慮した上で、あくまでも外務省の管轄内で新業務を担う組織を立ち上げるべきだと主張した。植民地省はこれまでアフリカにおける植民地統治業務などに従事してきたが、今後中東にて生じるであろう問題はアフリカでの問題とは似ても似つかないものになるとして、カーズンは植民地省管轄案に反対した⁽²¹⁾。

6月17日には植民地大臣のアルフレッド・ミルナー (Alfred Milner) からの意見が内閣に示された。彼はアフリカと中東を切り離すかのようなカーズンの意見に対し、東アフリカの植民地は古くからアラブ地域と関係があることなどを指摘して反論した。新組織の設立には大筋で賛成としながらも、自らが大臣としてその改組に深く関わることには消極的な姿勢を示し、植民地大臣の座から退く考えがあることも示唆した⁽²²⁾。

中東を政策領域として管轄する部局として、インド省でもなく外務省でもなく、これまでこの地域に主体的には関与してこなかった植民地省がその結節点として浮上してきた。そして、1920年12月31日の閣議において植民地省の下に中東担当の新部局を創設すること

が合意された。この閣議において植民地省管轄案を強く推奨したのは、陸軍大臣のチャーチルであった。彼は首相のデイヴィッド・ロイド・ジョージ (David Lloyd George) からミルナーの後任として植民地相就任を打診されており、それを受諾した。それを踏まえ、自らのイニシアチブで政策を推進することを目指したのである⁽²³⁾。

年が明けて1921年1月11日、植民地省内での新部局設立のための省庁間委員会が設置された。植民地大臣就任前にもかかわらずチャーチルが音頭を取ったその委員会は、2月7日に報告書を提出した。その結果、新たに創設される部局はイラクやパレスチナといった委任統治領、イギリスの保護国や勢力圏下の地域に関する統治と政策決定、そしてそれらの地域と他の独立地域との境界策定などに関する権限を担うことになった⁽²⁴⁾。同時に、それ以外の地域に関する対応は、引き続き外務省など他の省庁の管轄ということになったのである。チャーチルは1921年2月13日に植民地大臣に就任し、3月1日に新たな中東担当の部局として植民地省中東局 (Middle East Department) が正式に発足した。局のメンバーは各省から同地域のスペシャリストたちが出向することになった。

管轄を一本化するという案は実現せず、外交と帝国統治の論理が交錯する曖昧な地域という従来の特徴を引きずったまま、権限が分割される形でイギリスの中東政策は再スタートを切ることになった。この一連の流れについて、カーズンはチャーチルを「最も危険な男」と評し、1916年にインド総督から外務次官となり、1920年からパリ大使へと転じていたハーディングに対して懸念を示した⁽²⁵⁾。

4. カイロ会議の開催

植民地大臣となったチャーチルは、早速懸念となっていた旧オスマン帝国領の委任統治の策定に取り掛かる。1921年3月12日から22日にかけて、チャーチルは中東地域の専門家ら40人をエジプトのカイロに集め、イラクおよびパレスチナの委任統治体制を具体的にどのようなものにするかを話し合った。

政治面に関しては、イラクの国王にハーシム家のフサインの三男ファイサル (Faisal bin Hussein bin Ali al-Hashemi) を、パレスチナから切り離したトランス・ヨルダンの国王にその兄でフサインの次男のアブドゥッラー (Abdullah bin al-Hussein) を据えることで、彼らの協力を通して中東支配を打ちたてるという合意がなされた。

軍事面については、守備軍の主力を陸軍から空軍へと切り替え、地上兵力は将来的に創設が期待されているイラク軍によって代替しようという結論に達した。チャーチルは1918年に創設されたイギリス空軍 (Royal Air Force, RAF) の経済性を主張したヒュー・トレ

ンチャード (Hugh Trenchard) 空軍参謀長の構想を取り込み、それをより具体化した形で提示した⁽²⁶⁾。

このカイロ会議において、本国と中東地域の出先機関の間の見解のすり合わせが実現した。また、大戦中に「フサイン＝マクマホン書簡」において交わされたイギリス政府とハーシム家の間の約束について、部分的ながらも履行することが目指された結果として、両家の兄弟を委任統治領の国王に据えることが決定された。それは占領による直接統治を早急に停止し、間接統治を目指すイギリス政府にとって都合の良い解決法でもあった。このように、植民地省中東局の成立とカイロ会議の開催によって、大戦中から続いていたイギリスの中東政策をめぐる錯綜はひとまずの解決を見るに至ったのである。

おわりに

本稿では第一次世界大戦後のイギリス植民地省内に「中東」を冠する部局が創設されていく過程に焦点を当て、イギリスにとって「中東」というものがどのような政策領域として認識されてきたのかを検討してきた。

第一次世界大戦の勃発を受け、従来、「近東」と「極東」という地域概念の狭間に存在してきた「中東」の重要性が高まっていった。しかしながら、その政策をめぐってはイギリス政府内でも混乱が見られることになり、担当する新部局の必要性が政策決定者らの間で共有されることになった。

そのような大戦後の混乱を収束させていく過程で中東地域においては外交ではなく、帝国統治の論理の比重が大きくなっていった。イギリスは中東地域の大部分を大戦の戦利品として委任統治領という形で手に入れることになり、その統治形態を策定することが喫緊の課題となったためである。中東を管轄する新部局は外務省ではなく、植民地省内に設置されることになり、その過程を牽引したチャーチルのイニシアチブにより、統治形態をめぐる問題についてはひとまずの解決となった。「植民地省中東局」は第一次世界大戦からのイギリス政府内における錯綜した政策決定過程の整理において、一定の役割を果たしたと評価できるだろう。

しかし、それは新たな中東担当部局の管轄対象が、イギリスの統治が適用される範囲が主たるものとなることを意味した。他の中東地域については引き続き、外務省やインド省の関与を必要とするものとなった。厳密な地理的概念に立脚しない「中東」という概念の曖昧さは、その後もイギリス政府内で融通無碍に変化しうる政策領域としての性格に色濃く残ることになったのである。

注

- (1) 西洋諸国において「中東」という概念がどのように形成され、定着してきたのかという点については、Zachary Lockman, *Contending Visions of the Middle East: The History and Politics of Orientalism* (2nd edition), Cambridge University Press, 2009.
- (2) A. T. Mahan, 'The Persian Gulf and International Relations,' *The National Review* (September 1902), pp.37-40.
- (3) Ignatius Valentine Chirol, *The Middle Eastern Question or Some Political Problems of Indian Defense* (London: J. Murray, 1903).
- (4) M. E. Yapp, 'The Establishment of the East India Company Residency at Baghdad, 1798-1806,' *Bulletin of the School of Oriental and African Studies*, 30 (1967), pp.323-36.
- (5) William Willcocks, *The Irrigation of Mesopotamia* (London: Spon and Chamberlain, 1911).
- (6) インド総督としてのハーディングについては君塚直隆「副王になった外交官——インド総督ハーディング男爵とムスリムへの宥和」桑名映子編『文化外交の世界』（山川出版社、2003年）145-164頁を参照。
- (7) 'The future status and administration of Basra,' by the Viceroy of India, Feb. 24, 1915, CAB 24/1, The National Archives, Kew (Hereafter: TNA).
- (8) 'Town Planning Scheme for City of Basra,' *The Architects' Journal*, vol.50 (1919), pp. 291-297.
- (9) George Buchanan, *The Tragedy of Mesopotamia* (Edinburgh: London, Blackwood and Sons, 1938), p.110.
- (10) Arnold Wilson, *Loyalties: Mesopotamia 1914-17* (London: Oxford University Press, 1936), p.154.
- (11) 'Constitution and Functions of the Arab Bureau,' by Mark Sykes, Jan. 5, 1916, CAB 17/174, TNA.
- (12) Hardinge to Austin Chamberlain (Secretary of State for India), Nov. 4, 1915, IOR/L/P&S/10/524s, British Library, London.
- (13) Mesopotamia Administration Committee, CAB 27/22, TNA.
- (14) Eastern Committee, 39th minutes, Nov. 27, 1918, CAB 27/24, TNA.
- (15) W. R. Louis, 'The United Kingdom and the Beginning of the Mandates System, 1919-1922,' *International Organization*, 23:1 (1969); William Roger Louis, 'The Era of the Mandate System and Non-European World,' in H. Bull and A. Watson, eds., *The Expansion of International Society* (Oxford: Clarendon Press, 1984), pp.201-213.
- (16) Thomas Lyell, *The Ins and Outs of Mesopotamia* (Cambridge: Allborough Publishing, 1991), p.168.
- (17) イギリス外務省は1919年から20年にかけて平時体制に移行し、政務関係部局が担当地域ごとに分割されるようになり、東方局はオスマン帝国、ペルシャ、エジプトなどを担当することになっていた。Zara Steiner and Michael L. Dockrill, 'The Foreign Office Reforms, 1919-21,' *Historical Journal*, 17:1 (1974), pp. 131-56.
- (18) Memorandum on the Future Control of the Middle East by Major H.W. Young, May. 17, 1920, Rohan Butler, J.P.T. Bury, M.E. Lambert, (eds.), *Documents on British foreign policy, 1919-1939: 1st series, Volume XIII* (London: HMSO, 1963), No.250, pp.260-269.
- (19) Memorandum by Churchill, CP1320, May. 20, 1920, CAB24/106/21, TNA.
- (20) Memorandum by Montagu, CP1402, June. 1, 1920, CAB CAB24/107/2, TNA.
- (21) Memorandum by Curzon, CP1434, June. 8, 1920, CAB24/107/34, TNA.
- (22) Memorandum by Milner, CP 1512, June. 17, 1920, CAB24/108/13, TNA.
- (23) CC 82 (20), Dec. 31 1920, CAB23/23/28, TNA.
- (24) Report of the Interdepartmental Committee on the Middle East,' Feb. 2, 1921, CO 323/872/57/CO5926, TNA.
- (25) David Gilmour, Curzon (London: Papermac, 1994), p.524.
- (26) Report of the Middle East Conference held in Cairo and Jerusalem (March 12th to 30th, 1921.), Jul. 12, 1921, CO 935/1/1, TNA.

戦間期ソ連外交の一断面：

ポーランドとの不可侵条約締結交渉を巡って、1926年～1928年

1. はじめに	11
2. 不可侵条約交渉の流れ	11
3. ヴォイコフ暗殺事件とその余波	13
4. おわりに	15

1. はじめに

戦間期ソ連外交は、トロツキー（Lev Davidovich Trotsky）に代表される、革命を世界へ輸出する路線から、チチェーリン（Georgy Vasilyevich Chicherin）に代表される、旧来の外交様式を復活させた現実主義路線への転換、そしてリトヴィノフ（Maxim Maksimovich Litvinov）に代表される、協調路線へのさらなる転換、というように、変化を経てきたものとも言える。その中でも1930年代のリトヴィノフによる外交はひと際目立っており、それは「侵略の定義に関する条約」の提案や、国際連盟へのソ連の加盟、ナチスドイツへの脅威に対抗するために西欧諸国との集団安全保障体制の構築を行ったからだと言える。そうしたソ連外交の姿は、リトヴィノフがその役割をモロトフ（Vyacheslav Mikhailovich Molotov）に取って代わられるまで継続したと言えよう⁽¹⁾。

しかし、1930年代の協調的なソ連外交を形成する骨子が存在していた。それは1928年の不戦条約加盟と1929年の「リトヴィノフ議定書」提案である。前者は戦争の違法化に関する多国間条約であり、後者は東欧諸国に不戦条約の早期発効を求める提案である。不戦条約並びにリトヴィノフ議定書の詳細は本稿の扱う範囲ではないものの、後の協調的な外交方針に先鞭をつけるものとなったと言える。そして、ソ連が不戦条約に加盟し、議定書を提案するに至った理由の一端に、ソ連・ポーランド間の緊張関係があった。

本稿では、1926年から1928年にかけての両国間の不可侵条約締結交渉における、ソ連・ポーランド間の緊張を孕んだ関係を概観し、1920年代後半から1930年代にかけての協調的なソ連外交が現出するに至った、背景事情の一つを論じる。

2. 不可侵条約交渉の流れ

ソ連とポーランドの関係は、両国家の成立当初から芳しいものではなかった。

1917年10月のロシア革命によって帝政ロシアは300年の歴史に終止符を打ち、代わってロシアの地を治めることになったのは共産主義をイデオロギーとして標榜する新しい国家、ソ連であった。革命による旧体制の打破という華々しい文言とは裏腹に、ソ連は第一次世界大戦の混乱が静まらない中での激しい内戦と各国からの干渉戦争に晒された上、1920年4月にはヴェルサイユ体制の下で建国されたポーランドとの間でも戦端が開かれることになった⁽²⁾。

ソ連赤軍は緒戦を有利に戦ったポーランド軍に追い詰められたものの、戦線を立て直し

て首都ワルシャワにまで迫った。しかし、ポーランドの必死の反撃によって赤軍は再び後退を余儀なくされ、結果としてこの戦争はポーランドの勝利に終わった。ソ連・ポーランド間ではリガ条約が結ばれ、ソ連がポーランドに領土を割譲することになり、ポーランドはかつてのポーランド・リトアニア王国時代の版図を取り戻したが、対するソ連はその国威を減じることになった。

戦闘には勝利したものの、戦後の対ソ関係を懸念していたポーランドは、バルト諸国と共同でソ連の国家承認を行うなどしたが、その関係には常に緊張が孕んでおり、1926年5月のピウスツキ（Józef Klemens Piłsudski）によるクーデタ⁽³⁾がそれに拍車をかけることになった。先般の戦争で活躍するも、政界より半ば引退していたピウスツキは、ポーランド国内の混乱を受けて蜂起し、政治の実権を握り独裁制を敷くことになったが、この行動がソ連のポーランドに対する脅威認識を呼び起こすことになったのである。またポーランド自体も、前年の1925年にイギリス・フランス・ドイツ・イタリア・ベルギー・チェコスロヴァキアの各国で締結されたロカルノ条約に参加していたものの、ポーランド西部国境に関する取り決めが含まれていなかったことに焦りを抱き、さらには頼りにしていたイギリス・フランスがドイツとの関係を重視し始めた⁽⁴⁾ことも、ドイツと非常に微妙な関係であったポーランドをして、新たな外交関係構築の重要性を認識せしめたのであった。こうした事情が、ソ連・ポーランド間の不可侵条約締結交渉開始につながるようになったのである。

1926年6月8日には駐ポーランドソ連全権代表であるヴォイコフ（Pyotr Lazarevich Voykov）から、ソ連外務人民委員部⁽⁵⁾のストモニャコフ（Boris Spiridonovich Stomonyakov）へ、ポーランド外務大臣のザレスキ（August Zaleski）との会談内容に関する報告が送られた。ザレスキは、ピウスツキ政権がロシアに対抗する意図を持っているというのは誤解であって、ソ連との「五国間（ソ連、ポーランド、バルト三国）の安定に向けた条約」が必要であることを提示し、ヴォイコフはそれを受けて、ポーランドはソ連との間の関係正常化を望んでいると分析した。また、ザレスキの主張はソ連を安心させ、ポーランドがバルト諸国との協力をソ連に対抗する形で進める意図がないことを示すものだ、と、ヴォイコフは判断した⁽⁶⁾のである。このようにして、両国間の関係修復がソ連・ポーランド間の喫緊の問題と意識されるようになっていった。しかし、外務人民委員チチュエーリンと駐ソ連ポーランド大使ケントシンスキ（Stanisław Kętrzyński）が行った7月の会談では、二国間条約の締結を求めるソ連とバルト諸国も含めた多国間条約を求めるポーランドという、新たな対立軸も生まれた⁽⁷⁾。8月10日のヴォイコフとザレスキの会談では、すぐにでも不可侵条約を結ぶことができるというヴォイコフを、ザレスキが時期尚早と拒否する場面もあった⁽⁸⁾。それでもなお、同月24日にヴォイコフから手渡された不可侵条

約草案⁽⁹⁾について、ザレスキは何点か疑義を呈してはいるものの、交渉の「第一歩」として評価できると述べる⁽¹⁰⁾など、多少の動きはあった。

しかし、これ以降両国間の交渉は遅々として進まず、年をまたいで1927年の1月初旬には、ポーランド議会にてザレスキがポーランド・ソ連関係に大きな変化がないことを述べた上で、重要な課題が不可侵条約締結にあると付言し、それに際してはソ連が提示するところの個別条約ではなく、北東ヨーロッパを包括するものをポーランドは望むとして、ソ連を批判するに至った⁽¹¹⁾。

同時期に外務人民委員部のストモニャコフからヴォイコフに送られた書簡には、ポーランドは積極的な外交方針を打ち出すために、わざと交渉を遅延させて「時間稼ぎ」をしているという外務人民委員部の分析が載せられており⁽¹²⁾、ますます双方の考え方には亀裂が目立つようになっていった。また、この段階において興味深いのは、ケントシンスキの後継として駐ソ連ポーランド大使に任命されたパテク（Stanisław Patek）が、3月4日にザレスキに送った秘密文書の内容である。そこでは、ポーランド政府が平和友好を唱えながらも、ソ連から「時間稼ぎ」と疑われるほどの交渉遅延に陥っている上に、ポーランド外交官の中にはソ連批判の発言を繰り返している者もあるために、政府の対ソ政策が曖昧であることが指摘されている。それと同時に、この交渉が失敗した際にはソ連側に責任があることを国際社会に表明する必要があるとまとめられている⁽¹³⁾。つまり、1927年春の時点では、交渉が失敗に向かいつつあるという雰囲気が醸成されていたのである。

そして、不可侵条約交渉そのものを揺るがす事件が同年6月に発生した。

3. ヴォイコフ暗殺事件

駐ポーランドソ連全権代表ヴォイコフは、モスクワに向かう途上、1927年6月7日午前9時、ワルシャワ中央駅にて銃撃され、その1時間後に息を引き取った。このヴォイコフ暗殺事件は、ソ連・ポーランド関係を揺さぶるものとなり、不可侵条約交渉に暗雲が立ち込めることとなった。事件の犯人はボリス・コヴェルダ（Boris Sofronovich Kowerda）という亡命ロシア人であり、後の公判ではヴォイコフがモスクワに移動するとの報道を聞き、数日に亘って駅周辺に張り付いていたと説明している⁽¹⁴⁾。

ソ連側の反応は早く、事件当日には外務人民委員代理⁽¹⁵⁾リトヴィノフが駐ソ連ポーランド大使パテクに対して抗議文書を手交した。その抗議文書において、リトヴィノフは、ポーランド国内で活動するロシアの反革命テロ組織に対して、ポーランド政府が必要な措置を講じなかったことが暗殺を招いたと指摘し、ポーランド政府が責任を回避することは

できないと主張した⁽¹⁶⁾。実際、1926年の6月時点で、ポーランド内務省傘下の国境警備部隊司令官によって、亡命ロシア人系の組織によるヴォイコフ暗殺の可能性に関する極秘報告書⁽¹⁷⁾が作成されており、暗殺の可能性が政府中枢、少なくともポーランド内務省においては認識されていたため、確かにポーランド政府には一定程度の責任問題があると言える。しかし、事態をより緊迫させたのは、リトヴィノフの抗議文の次の箇所である。

ソ連政府は、この前代未聞の残虐行為を、ソ連の在外公館を破壊し、平和に対する直接的な脅威を作り出すことを目的とした一連の行為と結びつけて考えている。(中略) ロンドンの貿易代表団に対する警察の攻撃、イギリス側の挑発的な国交断絶などの一連の行為は全て、反動主義者のテロリスト集団の活動を活発にし、労働者階級に対する無力で盲目的な憎悪の中で、政治的殺人の武器を掴んだのである⁽¹⁸⁾。

つまり、ソ連側はこの事件を、同年5月のアルコス事件⁽¹⁹⁾や、それに端を発するイギリスによる対ソ国交断絶⁽²⁰⁾に関連したものと位置づけたのである。ここにおいてソ連は、自国を取り囲む国際情勢の悪化と今回の事件を重ね合わせてしまったのであり、ポーランドへの不信感を増大させることになった。

事件から2日後の6月9日に、パテクはリトヴィノフに対してポーランド政府の立場を説明することになったが、ヴォイコフの遺族への補償は検討するものの、世界で発生している反ソ連的活動と今回の事件との関係を否定し、暗殺犯はあくまでも個人的動機によって事件を起こしたのであって、ポーランドの責任ではないと述べるに留まった⁽²¹⁾。11日にはリトヴィノフがそれに対して返書をしたため、やはり今回の事件を単なる個人の行為ではなく、反ソ勢力による組織的な活動の一環と見なさざるを得ないと断言した。加えて、暗殺が両国の関係および国際平和に深刻な影響を与えると警告し、先述の通りヴォイコフの安全が脅かされているとの警告が過去にあったのにも関わらず、ポーランド側の対応が不十分であったと指摘した。さらに、本事件の捜査へのソ連代表の参加許可と反ソ組織の排除を求めるに至った⁽²²⁾。

ポーランド側の捜査が進み、7月25日にはパテクが先述の6月11日付文書に回答する形で、外務人民委員チチャーリンに対して、ポーランド政府の対応並びに立場を説明した。実行犯のコヴェルダは裁判にかけられ、6月15日に無期懲役が言い渡されたが、規定によってソ連代表の参加は法律上不可能であったとして、リトヴィノフからの要求に応えられなかった理由を述べた。また、裁判ではコヴェルダと反ソ連組織の関係は確認されず、事件は個人の行為と結論付けられたが、ソ連側の主張する反ソ連組織の存在については、ポーランド政府が調査を行い、違法行為が確認されれば適切に対応すると表明した。そして最後

に、ポーランド政府はヴォイコフに対して再度哀悼の意を表し、事件が両国関係の改善を妨げるべきではないと主張したのである⁽²³⁾。

同月29日にはパテクとストモニャコフ間での会談が行われ、ポーランドが亡命ロシア人系組織に対する措置(主要メンバーの追放)を2～3週間以内に実施することで合意を得て、その措置を実施するまでの期間や追放する人数の削減といった部分でソ連側も譲歩した。それと同時に、両国の妥協によって今回の事件による関係悪化という事態を改善し、しかるべき措置が行われた後に不可侵条約交渉が再開されるという方針も固まった⁽²⁴⁾。そして8月26日のパテクとチチャーリン間の会談によって、今回の事件が解決されたと宣言するに至り、正式に交渉再開の合意が取り交わされた⁽²⁵⁾。

しかし、その後も不可侵条約交渉は大した盛り上がりを見せず、主に貿易交渉と文化財の返還という面で両国間の会談が行われることが増え、事態の進展を見ないまま年を越して1928年を迎えることになった。

1928年1月にザレスキは、不可侵条約交渉は停滞しているものの、関係は安定していると述べた⁽²⁶⁾のであるが、5月4日にソ連通商代表がワルシャワのソ連大使館近くで銃撃されるという事件が発生してしまった。これに対し、暗殺されたヴォイコフの後を継いで、駐ポーランドソ連全権代表となったボゴモロフ(Dmitriy Vasilyevich Bogomolov)は、翌5日にザレスキに対して強く遺憾の意を表明するに至った。犯人は亡命ロシア人系組織のメンバーで、過去にもヴォイコフ暗殺への関与が疑われていた人物であった。ボゴモロフは、ポーランド国内での反ソ連的なテロ活動の継続が確認されることから、ポーランド政府の対応が足りないことを指摘したのである。加えて、亡命ロシア人や一部ポーランドメディアが、こうしたテロ行為を英雄的行為として扱い、間接的に支持を与えていると批判した⁽²⁷⁾。ソ連政府は、ポーランド当局がテロ組織に対して受動的であることに強く抗議したのである。そして6月3日にはソ連国営通信社であるタス通信によって、ザレスキの議会並びに上院外交委員会での発言が取り上げられ、不可侵条約交渉が失敗したと報じられた⁽²⁸⁾のであり、以降、交渉は退潮に向かうことになってしまった。

4. おわりに

1926年から1928年に至るソ連・ポーランド間の不可侵条約締結交渉を辿ってきたが、ここから見えるのは両国間の相互不信である。ソ連はロシア革命以降、国際政治の枠外におり、当該期にはイギリスによる国交断絶という憂き目にもあっていた。ポーランドもロカルノ体制に半ば組みこまれず、独自の外交を目指さざるを得ない状況に陥っていた。その

中で両国は歩み寄りの姿勢を示そうとしたが、結局は合意に達することはなかった。

しかし、両国間の関係が途絶えたわけではなく、1928年8月27日にはポーランドが、9月にはソ連が不戦条約に正式に加盟し、さらに同年末には不戦条約の早期発効を求める、いわゆる「リトヴィノフ議定書」への参加がソ連からポーランドに招請されることになる。ソ連の外交方針は、ここにきて協調を求める路線へと突入することになったのである。リトヴィノフ議定書の提案とその実行によって、リトヴィノフは反戦平和の唱道者として国際社会における名望を高めることにもなった。

しかし、それ以上に重要なのは、ソ連外交の変化の前段階として、ポーランドとの間の外交的歩み寄りとその失敗という一連の流れが存在していたことである。外交関係の蹉跌を経験し、そこを何とか乗り越えようとした動きの中に、1930年代の「侵略の定義に関する条約」の提案やソ連の国際連盟加盟、そしてフランスとの同盟の完成という協調外交の萌芽を見ることができるのではないだろうか。

注

(1) 1930年代のリトヴィノフ外交については以下の論文を参照のこと。
畑中和夫「ソ連対外政策決定の過程 -リトヴィノフ外交の転換をめぐって-」（『国際政治』 第12号、1960年）93-111頁。

(2) ポーランド・ソヴィエト戦争期のポーランド外交については以下を参照のこと。
松川克彦「一九二〇年代－ポーランド外交の基礎の形成」（『国際政治』 第96号、1991年）35-50頁。

(3) 田中陽児、倉持俊一、和田春樹編『世界歴史大系 ロシア史3』（山川出版社、1997年）130頁。

(4) Wolf, Nikolaus. “Should I Stay or Should I Go? Understanding Poland's Adherence to Gold, 1928-1936” Historical Social Research / Historische Sozialforschung, 2007, Vol32 (4) pp.357-358.

(5) 外務省のこと。当時ソ連では「省」のことを「人民委員部」、「大臣」のことを「人民委員」と呼称していた。

(6) Документы и материалы по истории советско-польских отношений.（以下DMCP）, т. V. Май 1926 г.-декабрь 1932 г., док.6.

(7) Там же., док.10.

(8) Там же., док.19.

(9) なお、この時に手交された不可侵条約草案の概略は以下の通りである。
第1条 不可侵並びに中立義務
・両締約国は互いに攻撃的行為を取らないことを約束する。
・いずれか一方が第三国または複数の第三国から攻撃を受けた場合、もう一方は中立を維持する。
第2条 敵対的協定への不参加
・両締約国は、もう一方に敵対する政治的・経済的協定に参加しないことを約束する。
第3条 紛争解決機構の設置
・外交手段で解決できない紛争は、特別に設置される調停委員会で解決する。
・委員会の構成、権限、手続きは別途協定で定める。
・調停委員会の管轄は、条約締結後に発生する紛争に限定する。
第4条 条約の発効と期間
・条約は署名後1か月以内に批准され、批准時点で発効する。
・有効期間は3年間であり、その後は1年ごとに自動延長となる。ただし、終了希望の場合は、期限の6か月前までに通知が必要である。
DMCP, т. V. Май 1926 г.-декабрь 1932 г., док.22.

(10) Там же., док.30.
なお、ザレスキの疑義は以下のようなものであった。
・第1条の「攻撃的行為」の定義が曖昧であり、明確化が必要。
・同条の中立については、一方が他方を挑発した場合、中立性を維持する解釈に問題が生じる可能性がある。
・第2条が国際連盟規約第16条（集団安全保障）と矛盾する可能性がある。
・第3条の調停委員会には中立的な人員を含めるべきだと指摘。

(11) Там же., док.45.

(12) Там же., док.48.

(13) Там же., док.57.

(14) Там же., док.84.

(15) 外務次官に相当する。

(16) DMCP, т. V. Май 1926 г.-декабрь 1932 г., док.85.

(17) Там же., док.7.
なお、ヴォイコフは1918年のニコライ2世一家の処刑にも関与しており、亡命ロシア人の白色テロによる危険に晒されやすかったという背景事情も存在している。

(18) Там же., док.85.

(19) 田中、前掲書、130-131頁。

アルコス (All Russian Co-operative Society) は、在ロンドンのロシア通商会社であり、1921年の英ソ通商協定の締結に先立つものとして1920年に設立され、ソ連通商代表部の事務所も同建物内にあった。1927年5月12日、突如としてイギリス警察がアルコスの手入れを行い、資料を押収した。また、1925年にはそれに先立ってジノヴィエフ書簡事件が発生しており、1920年代の英ソ関係の悪化が反映されている。

(20) 同上。

アルコス事件において押収された資料をもとに、5月24日にボールドウィン政権は英ソ通商協定の破棄並びに対ソ断交の声明を行い、26日には下院の正式な承認を受けて、翌27日には国交関係断絶と相成った。これを受けて英ソ関係の緊張が最高潮に達した結果、穀物調達危機と合わさってソ連内部では戦争発生への恐れ、「ウォー・スケアー」という事態を招いた。ウォー・スケアーについては以下の論文を参照のこと。

横手慎二「20年代ソ連外交の一断面：1927年のウォー・スケアーを中心にして」（『スラヴ研究』第29巻、1982年）41-69頁。

(21) ДМСР, т. V. Май 1926 г.-декабрь 1932 г., док.89.

(22) Там же., док.92.

(23) Там же., док.105.

(25) Там же., док.106.

(25) Там же., док.113.

(26) Там же., док.144.

(27) Там же., док.170.

(28) Там же., док.174.

軍隊に呼びかけるイスラーム主義者 解放党の「アクサーから軍隊への呼びかけ」運動とその論理

1. はじめに	20
2. 解放党とパレスチナ	20
3. 「アクサーから軍隊への呼びかけ」運動の概要	21
4. 「アクサーから軍隊への呼びかけ」運動のグローバル性とその論理	25
5. おわりに	27

1. はじめに

2023年10月に始まったイスラエル・ガザ戦争をはじめとして、パレスチナでの戦争は、世界中でデモを引き起こしてきた。本稿が取り上げる「解放党（Ḥizb al-Tahrīr / Hizb ut-Tahrir）」もまた、イスラーム世界の内外を問わず、各地で抗議運動を展開してきた組織の一つである。その理由の一端は、解放党がグローバルに活動する組織でありながらも、その成り立ちからして常に、パレスチナに一つの重心が置かれてきたことに求められるであろう。

わけても彼らは、パレスチナ問題の解決のために、イスラーム世界の軍隊に対する呼びかけを行ってきた。本稿では特に、2021年5月に発生したパレスチナ・イスラエル間の衝突を背景とする軍隊への呼びかけ（以下、「「アクサーから軍隊への呼びかけ」運動」⁽¹⁾）に注目し、その動態を明らかにする⁽²⁾。

本稿の構成は、以下の通りである。まず、解放党という組織について、パレスチナとの関係性に注目しながら概観する。次いで、解放党が展開した「アクサーから軍隊への呼びかけ」運動が、いかなるものであったかを明らかにする。その上で、この運動がもつグローバルな性格とその論理について論じる。

2. 解放党とパレスチナ

解放党は、1950年頃に結成されたイスラーム主義組織である。現在は「グローバルな組織」というべき存在であるが〔山岡 2025〕、他方で設立以来、常にパレスチナに一つの重心が置かれてきた。

サーリムは、解放党にとってパレスチナが重要性を有する理由として、以下の3点を指摘している〔Salem 2015: 47〕。第1に、イスラームという宗教にとって、パレスチナ（特にエルサレム）が特別な意味をもつこと、第2に、解放党が「パレスチナ難民」となったタキーッディーン・ナブハーニー（Taḳī al-Dīn al-Nabhānī）によって設立され、現在に至るまでパレスチナ人が指導者を務めていること、第3に、解放党がナクバ（al-nakba）とカリフ制の崩壊を契機として設立されたこと、である。

サーリムが指摘しているように、第1の点は解放党のみならず、ムスリム全体に共通する要素である〔Salem 2015: 47〕。エルサレムが、マッカのカアバ神殿（ka'ba）に変更される以前のキブラ（qibla, 礼拝の方角）であったことに加えて⁽³⁾、エルサレムのハラム・

シャリーフ (al-ḥaram al-sharīf) には、アクサー・モスク (al-masjid al-aqṣā) と岩のドーム (qubba al-ṣakhra) という2つの「聖地」が存在するからである。もっとも、ムスリムの間では、ハラム・シャリーフ全体がアクサー・モスクと呼ばれることも多い⁽⁴⁾ [山本 2020: 36]。実際に、本稿が論じる解放党の「アクサーから軍隊への呼びかけ」運動においても、それを訴えるグラフィックには、岩のドームとキブリー・モスクの双方が描かれており、「アクサー・モスク」や「アクサー」という語は、ハラム・シャリーフ全体を指すと考えられる。以下では、「アクサー・モスク」や「アクサー」の語は、ハラム・シャリーフを意味するものとして用いる⁽⁵⁾。

他方で、サーリムが指摘する第2と第3の点は、解放党に特有のものであり、組織の性格の一端を規定している。前述のように、解放党の創設者かつ初代最高指導者であったナブハーニーから、第2代最高指導者のアブドゥルカディーム・ザッルム (‘Abd al-Qadīm Zallūm)、現在の第3代最高指導者のアター・アブー・ラシュタ (‘Aṭā’ Abū al-Rashta) に至るまで、解放党の最高指導者はすべて、パレスチナ人が務めてきた。また中央指導部のメンバーも、パレスチナ人が多くを占めていると指摘される [Osman 2021: 312]。組織がグローバルな発展を遂げた現在、こうした事実は、中東以外の党員の間に解放党がアラブ中心主義的であるとの不満を生じさせているが [Osman 2021: 312]、異なる角度から見れば、パレスチナを重視する解放党の姿勢を理解することができるだろう。

また、サーリムが第3の点として指摘する党の設立初期に目を向けると、そもそも解放党は、イスラーム国家 (「カリフ制国家」) の樹立とパレスチナの解放を目標として⁽⁶⁾、エルサレムで結成された組織である [Commins 1991: 194; 中田 1997: 40]。その後、党の活動範囲が拡大する中で、活動の焦点もパレスチナ問題の解決からイスラーム国家の樹立へと広がっていったとの指摘も存在するが [Commins 1991: 194]、依然としてパレスチナは、解放党の活動の中で重要な位置を占めている⁽⁷⁾。むしろ、本稿が明らかにするように、解放党は今日において、グローバルな性格を活かしながらパレスチナ問題の解決を訴えているのである。

3. 「アクサーから軍隊への呼びかけ」運動の概要

以上のように、組織の設立自体がパレスチナと密接に関連してきた解放党は、パレスチナ問題を解決するべく、イスラーム世界の軍隊に対する呼びかけを行っている⁽⁸⁾。以下では、特に2021年に展開された「アクサーから軍隊への呼びかけ」運動に注目し、それがいかなるものであったかを明らかにする。

3.1. 背景

「アクサーから軍隊への呼びかけ」運動は、2021年5月に発生したパレスチナ・イスラエル間の衝突を背景とする。この衝突は、以下の点にまたがるものであった [立山 2021]。第1に、東エルサレムのシェイフ・ジャッラー地区でのパレスチナ人家族の強制退去問題について、イスラエル最高裁判所が判断を示す期日が同年5月10日であったために、周辺で小競り合いが続いていた (判決はその後、延期された)。第2に、ラマダーン最後の金曜日であった5月7日にキブリー・モスク周辺でパレスチナ人とイスラエルの治安部隊が衝突し、9日までに500人以上のパレスチナ人が負傷した。また5月10日にもアクサー・モスクで衝突が発生し、イスラエル警察が催涙ガスや閃光手榴弾、ゴム弾を発射した [Federman and Akram 2021]。第3に、5月10日から同21日にかけて、イスラエルとガザ地区のハマース (Ḥaraka al-Muqāwama al-Islāmiya, Ḥamās) の間で軍事衝突が発生し、パレスチナ側で256人、イスラエル側で13人の死者を出した。

その中でも、解放党の「アクサーから軍隊への呼びかけ」運動は、主としてアクサー・モスクでの衝突を直接的な契機としている。アラビア語版の特設ウェブページには、以下の説明が記載されている。すなわち、「残忍なユダヤ実体 (kiyān yahūd) [イスラエル] の軍が、2021年5月10日に相当するヒジュラ暦1442年の神聖なるラマダーン月28日月曜日の朝、神聖なるアクサー・モスクに侵入し、その中で礼拝していた人々を攻撃した。[これは]2021年5月7日に相当する金曜日の1度目の侵入から続く、2度目[の攻撃]である。[…]

占領軍は、神聖なるアクサー・モスクで礼拝していた人々や御籠もりをしていた人々 (mu’takif) に音響弾やガス弾、ゴム弾の雨を降らせ、[…]

その広間を空にするために彼らを殴って押し出し、600人以上が負傷した […]

」⁽⁹⁾ [Ḥizb al-Taḥrīr al-Maktab al-I’lāmī al-Markazī 2021f]。

3.2. ウェブページ

以上の衝突を背景とするこの運動のために、解放党中央メディア事務所のウェブサイトには、アラビア語⁽¹⁰⁾、英語⁽¹¹⁾、トルコ語⁽¹²⁾、ウルドゥー語⁽¹³⁾、ドイツ語⁽¹⁴⁾ のページが作られた。また、「#Aqsa_calls_armies」、「#AqsaCallsArmies」、「#OrdularAksaya」、「#الأقصى_يستصرخ_الجيش」といった各言語のハッシュタグが用意され、それぞれについて、Instagram、Twitter (現X)、Facebookへのリンクが貼られている。

各言語のウェブページには、共通デザインのグラフィックが掲載されている (図1)。そのグラフィックには、ムスリムの男性が礼拝をしている背後に、イスラエル警察と見られる武装した人物が複数人描かれており、さらにその後ろには、攻撃を受けて燃える岩のド

ームとキブリー・モスクが位置している。右下には、解放党中央メディア事務所のロゴがある。中央には、前述のハッシュタグとともに、各言語で「ムスリムの軍隊よ！アクサー・モスクと神に恵まれし土地（al-arḍ al-mubāraka / The Blessed Land）〔パレスチナ〕があなたたちを求めて叫んでいる！」との記述がある。全体として、イスラームの「聖地」であるエルサレムの惨状と解放を、ムスリムに訴えかけることが意識されているといえるであろう。以下では、アラビア語版と英語版のウェブページに掲載された内容に基づいて、この運動がいかなるものであったかを解明する⁽¹⁵⁾。

図1：「アクサーから軍隊への呼びかけ」運動のグラフィック



（出所）（左）Ḥizb al-Taḥrīr al-Maktab al-ʿIlāmī al-Markazī [2021f] から転載。（右）Hizb ut Tahrir Central Media Office [2021a] から転載。

3.3. 内容

「アクサーから軍隊への呼びかけ」運動は、パレスチナ解放をイスラーム世界の軍隊に呼びかけるものである。具体的には、「ヨルダン、トルコ、エジプト、スーダン、アルジェリア、インドネシア、パキスタン、ヒジャーズ、その他のムスリムの軍隊の中の同胞」に対して、「あなたたちのアクサーを支援し、エルサレム（bayt al-maqdis）を解放すること」や、「ユダヤ実体を根絶し、我々の預言者の夜の旅の地（masrā rasūlinā）を解放すること」⁽¹⁶⁾、「ユダヤの暴力を粉碎し、彼らの傲慢さに歯止めをかけること」を訴えている [Ḥizb al-Taḥrīr al-Maktab al-ʿIlāmī al-Markazī 2021f; Hizb ut Tahrir Central Media Office 2021a]。

表1は、「アクサーから軍隊への呼びかけ」運動が展開された国と⁽¹⁷⁾、その内容を示したものである。一見して明らかのように、この運動は中東のみならず、東南アジアや南アジアといったイスラーム世界、さらにはヨーロッパにまで及んでいる。そもそも、解放党

表1：「アクサーから軍隊への呼びかけ」運動の広がりとその内容

運動が行われた国 ^(注1)	活動の種類	内容
シリア	デモ ^(注2)	5月10日から同23日にかけて、イドリブやアレッポの近郊で、「アクサーへの支援」、「ムスリムの軍隊よ、アクサーはあなたたちの助けを求めている!」、「アクサーはムスリムの軍隊の助けを求めている」などと題する一連のデモを開催。特に同21日にイドリブで行われたデモ行進には、多数の者が参加した模様。デモの参加者が、カリフ制の旗を掲げていることも確認される。
トルコ （大使館を含む）	①デモ ^(注3) ②在英大使館への呼びかけ ^(注4)	①5月10日にトルコ国内の10都市でデモを開催。特にイスタンブールでは、「ユダヤ実体」の総領事館前でデモを実施。また同21日には、国内21都市で不在の死者への祈り（ṣalāt al-ghāʾib）を開催。多数の参加者がいた模様であり、その中にはカリフ制の旗を掲げる者も多く確認できる。 ②在英トルコ大使館に対する呼びかけ（内容は後述）。
ヨルダン （大使館）	在英大使館への呼びかけ ^(注4)	在英ヨルダン大使館に対する呼びかけ（内容は後述）。
レバノン	エジプト大使館前でのデモ ^(注5)	ベイルートのエジプト大使館前で、「アクサーは軍隊の助けを求めて叫んでいる!」と題するデモを開催。エジプト軍が「ユダヤ実体」に対するジハードを宣言することを通して、エジプトとイスラーム世界の軍隊が、パレスチナ人への支援の義務を果たすよう要求。カリフ制の旗を掲げる参加者も確認できる。
インドネシア	デモ ^(注6)	国内の複数都市でデモを開催。パレスチナ問題の解決はカリフ制の樹立後になされるとして、カリフ制の必要性を強調。投稿された画像によれば、デモには多くの者が参加した模様。
パキスタン （大使館を含む）	①デモ ^(注7) ②在英大使館への呼びかけ ^(注4)	①カラチでデモを実施。パキスタン軍を含むイスラームの軍隊に対して、アクサー・モスクの解放を要求。カリフ制の旗を掲げる参加者も確認できる。 ②在英パキスタン大使館に対する呼びかけ（内容は後述）。
バングラデシュ （大使館を含む）	①デモ ^(注8) ②在英大使館への呼びかけ ^(注4)	①ダッカの複数のモスク前でデモを開催。軍人に対して、政府に従うことをやめ、カリフ制の樹立に協力するよう訴えた。 ②在英バングラデシュ大使館に対する呼びかけ（内容は後述）。
エジプト （大使館）	①在英大使館への呼びかけ ^(注4) ②在レバノン大使館前でのデモ ^(注5) ③在デンマーク大使館前でのデモ ^(注9)	①在英エジプト大使館に対する呼びかけ（内容は後述）。 ②在レバノン・エジプト大使館前でのデモの開催（内容はレバノンの項を参照）。 ③在デンマーク・エジプト大使館前でのデモの開催（内容はデンマークの項を参照）。
ケニア	デモ ^(注10)	解放党によれば数百人が参加。軍隊に呼びかける共通のグラフィック（図1）とともに、「アクサーを解放せよ、カリフ制を求めよ（Liberate al-Aqsa. Call for Khilafah.）」と書かれたポスターを使用。
英国	①デモ ^(注11) ②イスラーム諸国の大使館への呼びかけ ^(注4)	①ロンドンとバーミンガムにてデモを開催。特にウンマの軍隊に対して、パレスチナのムスリムへの支援を訴えた。解放党によれば数百人が参加。演説場所の背後には、「アクサーにはカリフ制のみ（Only al-Khilafah for al-Aqsa）」と書かれた横断幕を掲示。 ②トルコやヨルダン、パキスタン、バングラデシュ、エジプトの各大使館に対する呼びかけ（内容は後述）。
デンマーク	エジプト大使館前でのデモ ^(注9)	コペンハーゲンのエジプト大使館前で、「パレスチナは、あなたたちにその解放を求めている!」と題するデモを開催。イスラーム世界の政権が植民地主義の不信仰者と共謀していると主張し、ウンマの軍隊に対して、政権打倒とパレスチナ解放のための動員を要求。カリフ制の旗を掲げた参加者も確認できる。

(注 1) 外国に所在する大使館に対して要求が行われた国には、「大使館」または「大使館を含む」と記載する。
(注 2) Hizb al-Tahrir al-Maktab al-I'lāmi al-Markazi [2021i] 及びHizb ut Tahrir Central Media Office [2021i]。
(注 3) Hizb al-Tahrir al-Maktab al-I'lāmi al-Markazi [2021j; 2021k] 及びHizb ut Tahrir Central Media Office [2021j; 2021k]。
(注 4) Nisbet [2021]。
(注 5) Hizb al-Tahrir al-Maktab al-I'lāmi al-Markazi [2021h] 及びHizb ut Tahrir Central Media Office [2021g]。
(注 6) Hizb al-Tahrir al-Maktab al-I'lāmi al-Markazi [2021d] 及びHizb ut Tahrir Central Media Office [2021d]。
(注 7) Hizb al-Tahrir al-Maktab al-I'lāmi al-Markazi [2021g] 及びHizb ut Tahrir Central Media Office [2021h]。
(注 8) Hizb al-Tahrir al-Maktab al-I'lāmi al-Markazi [2021c] 及びHizb ut Tahrir Central Media Office [2021f]。
(注 9) Hizb al-Tahrir al-Maktab al-I'lāmi al-Markazi [2021b] 及びHizb ut Tahrir Central Media Office [2021c]。
(注10) Hizb al-Tahrir al-Maktab al-I'lāmi al-Markazi [2021e] 及びHizb ut Tahrir Central Media Office [2021e]。
(注11) Hizb al-Tahrir al-Maktab al-I'lāmi al-Markazi [2021a] 及びHizb ut Tahrir Central Media Office [2021b]。
(出所) 筆者作成。

という組織の活動自体が世界各国に及んでいるがために [山岡 2025]、パレスチナでの衝突を受けて、各地の解放党員が運動を展開したと考えられる。無論、パレスチナの解放をイスラーム世界の軍隊に呼びかけるという目的から見れば、こうした広がりには有効に作用するといえよう。

また路上でのデモという形態に加えて、イスラーム諸国の大使館に対する直接的な呼びかけや、大使館前での抗議デモが実施されていることも特徴的である。具体的には、トルコやヨルダン、パキスタン、バングラデシュ、エジプトの各大使館に対して活動が展開された。この背景の一つとして、エジプトのように権威主義化が進む国に対する訴えも、その国外に所在する大使館に対してであれば、比較的安全になし得るという事実があったことが推測される。

4. 「アクサーから軍隊への呼びかけ」運動のグローバル性とその論理

それでは、以上で瞥見した「アクサーから軍隊への呼びかけ」運動は、いかに理解し得るであろうか。第1にこの運動は、グローバルな広がりを見せている。このことは、前述のように、単にこの運動がイスラーム世界に加えてヨーロッパにまで及んでいるという、地理的な性格のみを指すものではない。というのもこの運動には、パレスチナという一つの場所で生じた出来事が遠く離れた各国の解放党員に影響を与え、そこでの主張を形成し、実際の活動を同時多発的に引き起こすという構造をも見出せるからである。とりわけ「聖地」としてのアクサー・モスクには、こうしたイスラームに基づくグローバルな活動を、象徴として促進する機能が備わっているといえるであろう。さらに、各国の運動の内部を

見ても、例えば英国の中でイスラーム諸国の大使館に対する訴えがなされるといった形で、地理的に隔たる国が結びつけられている。ギデンズは、グローバル化を「ある場所で生ずる事象が、はるか遠く離れたところで生じた事件によって方向づけられたり、逆に、ある場所で生じた事件がはるか遠く離れたところで生ずる事象を方向づけていくというかたちで、遠く隔たった地域を相互に結びつけていく、そうした世界規模の社会関係が強まっていくこと」と定義しているが [ギデンズ 1993: 85]、解放党によるこの運動は、そうした特質を体現する好例であると考えられる。

第2に、それにもかかわらず、各国での運動は——表面上は類似しているものの——実際には、互いに大きく異なる論理を抱えている。例えば、英国で見られたイスラーム諸国の大使館に対する要求は、以下の通り、既存の国家に呼びかけるものであった。すなわち、①イスラーム世界の政府は、抑圧を終わらせパレスチナを解放するために、軍隊を含む利用可能なすべての資源を用いなければならない。②イスラーム世界の政府は、正統性 (legitimacy) をもたないシオニスト実体との関係正常化がなされないよう、彼らとのすべての関係を断絶しなければならない。③イスラーム世界の政府は、アクサーやパレスチナに関する「国際社会」や国連のいかなる計画や解決策をも、拒絶しなければならない [Nisbet 2021]。そもそも大使館に訴えるという行為自体が示唆するように、ここでは、既存の国家の存在を（暫定的にであれ）前提とした上で、それらに対して、パレスチナ解放のために軍隊を（国家として）動員するよう訴えている。

他方で、インドネシアにおけるデモには、以上とは異なる論理が見出せる。すなわち、その中ではたしかに、(英国での主張と同様に)「ユダヤ実体」の占領を根絶するため、ムスリムの軍隊を動員することの必要性が主張されるものの、それは、カリフ制の樹立によってのみ達成可能であるとされる [Hizb al-Tahrir al-Maktab al-I'lāmi al-Markazi 2021d; Hizb ut Tahrir Central Media Office 2021d]。実際に、「パレスチナ問題の完全な解決策は、ジハードとカリフ制である (Solusi Total Masalah Palestina Adalah Jihad & Khilafah)」、「アクサーを解放せよ、カリフ制を求めよ (Liberate al-Aqsa. Call for Khilafah.)」といったスローガンが掲げられるなど、カリフ制の必要性が強調されている。このことは、パレスチナ解放に際して既存の国家に頼るのではなく、むしろ新たな国家を生み出すことに主眼が置かれていると理解し得る。

さらに、バングラデシュにおけるデモでは、「ムスリム諸国の裏切り者の政権」は、その沈黙が「ユダヤ実体」の犯罪行為を招いたなどと批判された上で、軍人はそうした政府に従うことをやめ、むしろカリフ制の樹立に協力するよう求められている。すなわち、パレスチナの出来事に対する「唯一の適切な反応は、この残忍な〔ユダヤ〕実体を根絶する備えと能力のあるムスリムの軍隊を動員すること」であるが、その「唯一の障害は、我々

の軍隊を兵舎に縛りつけている、〔イスラエルの〕エージェントたる〔イスラーム世界の〕支配者たちである」。それゆえ、「我々は彼らを排除し、カリフ制を樹立しなければならない」として、軍人に対して、「陰謀を企てる弱い政権に従順になることをやめ」、「カリフ制を再興するために、解放党を支援」するよう訴えている〔Hizb al-Taḥrīr al-Maktab al-ʿIlāmī al-Markazī 2021c; Hizb ut Tahrir Central Media Office 2021f〕。ここではこの運動が、既存の体制の転換を求めるイデオロギーと結びついている。

このように、「アクサーから軍隊への呼びかけ」運動は、総体としては軍隊を動員してパレスチナを解放するという共通の目標を有するものの、その内実や論理は国ごとに大きく異なっている。英国における大使館への呼びかけは、イスラーム世界の既存の国家に対して、各国の軍隊を動員することを要求していたのに対し、インドネシアのデモにおいては、既存の国家に頼るのではなく、新たな国家（「カリフ制国家」）を樹立することの必要性が強調されていた。さらに、バングラデシュでのデモにおける主張の中では、軍隊にはより直接的に、既存の国家を解体し新たな国家を樹立する役割が期待されており、それはむしろ、体制転換のイデオロギーと結合していたのである。

5. おわりに

本稿がこれまで明らかにしてきたように、2021年のパレスチナ・イスラエル間の衝突を背景として解放党が展開した「アクサーから軍隊への呼びかけ」運動は、イスラーム世界の軍隊を動員することでパレスチナの解放を目指すという、解放党の各国支部の間で共通する思想に基づくものであった。こうした運動が広い範囲で展開されたこと自体、解放党にとってパレスチナが、依然として重要な位置にあることを示しているといえるであろう。またこの運動には、グローバルな性格を見出すことができた。というのもこれは、パレスチナでの出来事が遠隔地の党員に作用した結果として、各地で同時発生的に引き起こされたものだったからである。しかしながら、それにもかかわらず、各地で展開された個々の運動を分析すると、その内部には相異なる論理が存在することも明らかになった。このことは、解放党の各国での活動を支えるロジックが——共通のコンセプトに基づきつつも——必ずしも統一的でないことを示唆しているのである。

※本研究は、JST 次世代研究者挑戦的研究プログラム JPMJSP2123 及び潮田記念基金による慶應義塾博士課程学生研究支援プログラムの支援を受けたものです。

参考文献・資料

- ギデンズ, アンソニー 1993.『近代とはいかなる時代か?——モダンティの帰結』(松尾精文・小幡正敏訳) 而立書房.
- 立山良司 2021.「激化したイスラエル・パレスチナ対立——大規模衝突が明らかにした紛争の多面性」『国際問題』(702): 5–13.
- 中田考 1997.「イスラーム解放党のカリフ革命論」『イスラム世界』(49): 38–58.
- 山岡陽輝 2023.「解放党の「カリフ制国家」構想——基本原則及び総論・カリフ規定を中心に」『法学政治学論究』(137): 293–338.
- . 2025 (印刷中).「グローバルなイスラーム主義組織へと至る道程——活動領域に見る解放党の発展」『日本中東学会年報』(40–2).
- 山本健介 2020.『聖地の紛争とエルサレム問題の諸相——イスラエルの占領・併合政策とパレスチナ人』晃洋書房.
- al-Baghdādī, Aḥmad. 1994. *Ḥizb al-Taḥrīr: Dirāsa fī Maḥūm al-Dawla al-Islāmīya*. Kuwait: Dār Qirtās.
- Commins, David. 1991. “Taḳī al-Dīn al-Nabḥānī and the Islamic Liberation Party.” *The Muslim World* 81 (3–4): 194–211.
- Federman, Josef and Fares Akram. 2021. “Gaza Militants, Israel Trade New Rocket Fire and Airstrikes.” *AP News*, 11 May. <<https://apnews.com/article/middle-east-israel-jerusalem-076a9ec7e2bd9c065882c64a4ab820a1#>> .
- Hizb al-Taḥrīr al-Maktab al-ʿIlāmī al-Markazī. n.d. <<https://hizb-ut-tahrir.info/ar/>> .
- . 2021a. “Birṭāniyā: Waqfatayn Nuṣra li-l-Masjid al-Aqṣā al-Mubārak!” 16 May. <<https://hizb-ut-tahrir.info/ar/index.php/dawahnews/britain/75638.html>> .
- . 2021b. “Al-Danmārk: Muzāhara amāma al-Sifāra al-Miṣriya Nuṣra li-l-Masjid al-Aqṣā al-Mubārak!” 16 May. <<https://hizb-ut-tahrir.info/ar/index.php/dawahnews/denmark1/75623.html>> .
- . 2021c. “Ḥizb al-Taḥrīr / Wilāya Banghlādīsh Yunazzīm Iḥtijājāt ḍidda Iqṭihām Qūwāt al-Iḥtilāl al-Yahūdī li-l-Masjid al-Aqṣā, Ūlā al-Qīblatayn, wa ḍidda Safk Dimā’ al-Muṣallin fihī.” 11 May. <<https://hizb-ut-tahrir.info/ar/index.php/pressreleases/bangladesh/75456.html>> .
- . 2021d. “Indūnisiyā: Muzāharāt ‘Ammat al-Bilād taḥta Shi’ar “Ḥarrirū Filasṭīn bi-l-Jihād wa al-Khilāfa.”” 21 May. <<https://hizb-ut-tahrir.info/ar/index.php/dawahnews/indonesia/75679.html>> .
- . 2021e. “Kīniyā: Waqfāt Ṭālabat bi-Taḥrik al-Juyūsh li-Taḥrīr Filasṭīn!” 30 May. <<https://hizb-ut-tahrir.info/ar/index.php/dawahnews/kenya/75839.html>> .
- . 2021f. “Al-Maktab al-Markazī: Yā Juyūsh al-Muslimīn al-Masjid al-Aqṣā wa al-Ard al-Mubāraka Yastaṣrikhūnakum!” 10 May. <<http://www.hizb-ut-tahrir.info/ar/index.php/hizb-campaigns/75380.html>> .
- . 2021g. “Wilāya Bākistān: Waqfa fī Karātshī Nuṣra li-l-Masjid al-Aqṣā al-Mubārak!” 21 May. <<https://hizb-ut-tahrir.info/ar/index.php/dawahnews/pakistan/75659.html>> .
- . 2021h. “Wilāya Lubnān: Waqfa amāma al-Sifāra al-Miṣriya “al-Aqṣā Yastaṣrikh al-Juyūsh!”” 21 May. <<https://hizb-ut-tahrir.info/ar/index.php/dawahnews/lebanon/75566.html>> .
- . 2021i. “Wilāya Sūriyā: Fa“āliyāt Nuṣra li-l-Masjid al-Aqṣā wa al-Ard al-Mubāraka.” 10 May. <<https://hizb-ut-tahrir.info/ar/index.php/dawahnews/syria/75414.html>> .
- . 2021j. “Wilāya Turkiyā: Ṣalāt al-Gḥā’ib ‘alā Shuhadā’ al-Ard al-Mubāraka (Filasṭīn).” 21 May. <<https://hizb-ut-tahrir.info/ar/index.php/dawahnews/turkey/75605.html>> .
- . 2021k. “Wilāya Turkiyā: Waqfāt li-l-Tandīd bi-‘Udwān Kiyān Yahūd ‘alā al-Masjid al-Aqṣā al-Mubārak!” 10 May. <<https://hizb-ut-tahrir.info/ar/index.php/dawahnews/turkey/75408.html>> .
- Hizb ut Tahrir Central Media Office. 2021a. “Central Media Office of Hizb ut Tahrir: O Muslims Armies! Masjid al-Aqsa & the Blessed Land Cry Out for You!” 11 May. <<https://hizb-ut-tahrir.info/en/index.php/hizbuttahrir/21450.html>> .
- . 2021b. “Hizb ut Tahrir/ Britain: Protest in Support of the Blessed al-Aqsa Mosque!” 16 May. <<https://hizb-ut-tahrir.info/en/index.php/dawah/britain/21525.html>> .
- . 2021c. “Hizb ut Tahrir/ Denmark: Protest in front of the Egyptian Embassy in Support of the Blessed al-Aqsa Mosque.” 16 May. <<https://hizb-ut-tahrir.info/en/index.php/dawah/denmark/21520.html>> .

- . 2021d. “Hizb ut Tahrir/ Indonesia: Demonstrations Took Place Throughout the Country Under the Slogan “Liberate Palestine Through Jihad and Khilafah.”” 21 May. <<https://hizb-ut-tahrir.info/en/index.php/dawah/indonesia/21541.html>> .
- . 2021e. “Hizb ut Tahrir / Kenya: Demonstrations Demanding the Mobilization of the Armies to Liberate Palestine!!” 30 May. <<https://hizb-ut-tahrir.info/en/index.php/dawah/kenyaa/21600.html>> .
- . 2021f. “Hizb ut Tahrir / Wilayah Bangladesh Organized Protests Against the Jewish Occupation Forces Storming the Masjid al-Aqsa, the First Qibla of Islam, and Shedding the Blood of the Worshipers.” 11 May. <<https://hizb-ut-tahrir.info/en/index.php/press-releases/bangladesh/21474.html>> .
- . 2021g. “Hizb ut Tahrir / Wilayah Lebanon: Stand in Front of the Egyptian Embassy “al-Aqsa Cries Out to the Armies!”” 21 May. <<https://hizb-ut-tahrir.info/en/index.php/dawah/lebanon/21502.html>> .
- . 2021h. “Hizb ut Tahrir/ Wilayah Pakistan: Protest in Karachi in Support of the Blessed al-Aqsa Mosque!” 21 May. <<https://hizb-ut-tahrir.info/en/index.php/dawah/pakistan/21539.html>> .
- . 2021i. “Hizb ut Tahrir / Wilayah Syria: Events for the Support for al-Aqsa Mosque and the Blessed Land.” 10 May. <<https://hizb-ut-tahrir.info/en/index.php/dawah/syria/21461.html>> .
- . 2021j. “Hizb ut Tahrir/ Wilayah Turkey: Prayer of Absentia for the Martyrs of the Blessed Land of Palestine.” 21 May. <<https://hizb-ut-tahrir.info/en/index.php/dawah/turkey/21516.html>> .
- . 2021k. “Hizb ut Tahrir / Wilayah Turkey: Stands to Denounce the Aggression of the Jewish Entity Against the Blessed al-Aqsa Mosque.” 10 May. <<https://hizb-ut-tahrir.info/en/index.php/dawah/turkey/21453.html>> .
- Nisbet, Yahya. 2021. “Delegations in London Visit the Muslim Diplomatic Missions to Account the Governments for their Tacit Support for the Zionist Occupation of Palestine” Hizb ut Tahrir Central Media Office, 27 May. <<https://hizb-ut-tahrir.info/en/index.php/press-releases/britain/21580.html>> .
- Osman, Mohamed Nawab Bin Mohamed. 2021. “Hizb-ut-Tahrir in the Age of the Islamic State of Iraq and Syria (ISIS).” In *Routledge Handbook of Political Islam*. 2nd edition. ed. Shahram Akbarzadeh, 306–317. Abingdon: Routledge.
- al-Rifā’i, Mu’in Muḥammad. 2017. *Ishkālīya al-Dawla al-Islāmīya: Taṣawwur al-Ḥarakāt al-Islāmīya al-Mu’āṣira*. Beirut: Bīsān.
- Salem, Walid. 2015. “Between Ideology and Politics: Hizb ut-Tahrir and Democracy in Palestine.” In *Islamic Hizb ut-Tahrir in Palestine: Intellectual Foundation and Politics Between Theory and Implementation*. Research Coordinator Adli Daana, 45–117. Beirut: al-Mu’assasa al-‘Arabiya li-l-Dirāsāt wa al-Nashr.
- Yamaoka, Haruki. 2024. “A Legal and Political Analysis of Hizb ut-Tahrir’s “Caliphal State”: From the Perspectives of Legal Centralism, Legal Pluralism, and the Separation of Powers.” *Kyoto Bulletin of Islamic Area Studies* 17: 73–96.

※本稿におけるリンク先の最終閲覧日は、すべて2024年12月27日である。

注

- (1) この名称は、筆者によるものである。
- (2) 本稿において2021年の運動を取り上げるのは、イスラエル・ガザ戦争の最中の今日から見ても、この運動が大規模に展開されたものと評価し得るためである。実際に2024年12月現在、解放党中央メディア事務所ウェブサイト（アラビア語版）のトップページには、「重要なトピック」として、カリフ制崩壊100周年を記念する特集ページなどと並んで、「アクサーから軍隊への呼びかけ」運動のウェブページへのリンクが掲載されている [Ḥizb al-Taḥrīr al-Maktab al-ʿIlāmī al-Markazī n.d.]。
- (3) それゆえ、エルサレムは「第一のキブラ (ūlā al-qiblatayn)」と呼ばれる [山本 2020: 34]。
- (4) その場合、建造物としてのアクサー・モスクは「キブリー・モスク (al-jāmiʿ al-qibli)」と呼ばれる [山本 2020: 36]。
- (5) また、建造物としてのアクサー・モスクを指す場合には、引用を除いてキブリー・モスクと表記する。
- (6) 本稿は、解放党のパレスチナ解放を目指す動きについて論じるが、もう一つの目標である「カリフ制国家」の樹立については、それを実現すべく詳細な国家構想が提示されている [al-Rifāʿi 2017: 295–340; 山岡 2023; Yamaoka 2024]。解放党によれば、カリフが存在しない以上、既存の国家はイスラーム国家とは認められない [山岡 2023: 300]。
- (7) 本稿が示すように、解放党におけるパレスチナ的重要性とは、必ずしもパレスチナで実際に展開される活動のみを指すわけではない。歴史的にも、パレスチナでの活動がそれほど活発でなかった時期が存在する [Salem 2015: 56]。パレスチナにおける解放党の活動の歴史については、Salem [2015: 54–60] を参照。
- (8) 解放党にとって、軍隊に呼びかけるという発想自体は異質なものではない。それは、解放党の最終目標である「カリフ制国家」樹立の方法として、有力者からの「助勢 (nuṣra)」を求める「助勢要請 (ṭalab al-nuṣra)」が理論化されているからである。具体的な対象については、「解放党による奪権を実現させるものでありさえすれば、誰でもよく、国家元首、部族長、軍部などで有り得る」との指摘が存在するほか [al-Baghdādī 1994: 29; 中田 1997: 49]、1996年に解放党を脱退した元英国支部の指導者ウマル・バクリー (ʿUmar Bakrī Muḥammad) は、「軍事クーデターを実行するための武装勢力 (qūwāt musallaḥa) への助勢要請」と説明しているとされる [中田 1997: 50]。実際に、解放党はアラブ諸国で、複数回にわたってクーデタ未遂事件を引き起こしてきた [山岡 2025]。ただし、こうした「カリフ制国家」樹立のための軍隊への「助勢要請」と、本稿が論じるパレスチナ解放のための軍隊への呼びかけの関係性については、稿を改めて論じたい。
- (9) 英語版の文面はアラビア語版とほとんど同一であるが、負傷者は400人以上とされている [Hizb ut Tahrir Central Media Office 2021a]。
- (10) <http://www.hizb-ut-tahrir.info/ar/index.php/hizb-campaigns/75380.html>
- (11) <https://hizb-ut-tahrir.info/en/index.php/hizbuttahrir/21450.html>
- (12) <https://hizb-uttahrir.info/tr/index.php/dava-haberleri/merkezi-medya-ofisi/kampanyalar/15046.html>
- (13) <https://hizb-ut-tahrir.info/ur/index.php/2576/دعوت/سينترل-ميڊيا-افس.html>
- (14) <https://hizb-ut-tahrir.info/gr/index.php/kampagnen/2819.html>
- (15) この運動において解放党は、サイバー空間でも積極的な活動を展開したが、本稿は紙幅の都合上、特に路上でのデモや大使館への呼びかけといった、フィジカル空間における活動を中心に議論を進める。
- (16) 「夜の旅 (isrāʾ)」とは、クルアーン第17章に登場する、預言者ムハンマドが行ったとされるカアバ神殿からアクサー・モスクへの「旅」を指す。したがって、ここでの「夜の旅の地」とは、アクサー・モスクを示している。
- (17) ここでの「運動が展開された国」とは、実際に活動の現場となった国に加えて、在外公館の軍隊や軍人に対して要求がなされた国も含む。後述のように、一部の権威主義的な国家においては、安全上の理由から国内での活動が十分になし得なかったために、国外に所在する大使館への要求を行ったことが推測されるからである。ただし、イスラエルの総領事館の前

で行われたデモは、以上の定義を満たさないため、「運動が展開された国」とはみなさない。

宗教的差別に抗したインド系ユダヤ移民 —イスラエルにおける婚姻問題と抗議行動の分析—

1. はじめに	33
2. ベネ・イスラエルを取り巻く婚姻制度の概要	34
3. 1961年のベネ・イスラエルの抗議行動の展開	36
4. イスラエル政府および宗教諸機関の対応	38
5. おわりに	40

1. はじめに

1948年、「ユダヤ人のためのナショナル・ホームを建設する」という目的のもとイスラエルが建国されると、ヨーロッパだけでなく、中東、北アフリカ、アジアなど、さまざまな地域からユダヤ人が移住した。1961年の国勢調査によれば、当時のイスラエルには約193万人のユダヤ人が住んでおり、その内訳はヨーロッパ出身のユダヤ人であるアシュケナジームが52%、アジア・アフリカ出身のミズラヒームが42%、イスラエル生まれのユダヤ人が5%を占めていた（CBS[2021]）。そのなかで、インド・パキスタン出身のユダヤ移民は約1万人を占め⁽¹⁾、特にインドのボンベイ（現ムンバイ）には「ベネ・イスラエル」と呼ばれるユダヤ教徒のコミュニティが存在していた⁽²⁾。彼らはイスラエルへの移住者のなかでも大きな割合を占めており、1961年当時においては約7,000人がイスラエルに在住していた。

当時のイスラエル社会では、アシュケナジームが社会の中心的地位を占め、その周縁にミズラヒーム、さらにその外側にイスラエル・アラブ人が位置づけられる、エスニシティに基づく階層構造が形成されていた（Yiftachel[2001]）。このような社会構造のなかで、インド出身のユダヤ人であるベネ・イスラエルは、ミズラヒームとイスラエル・アラブ人の中間的な位置に置かれてきた（Kadanthodu[2022]）。彼らは、インド出身という文化的・地理的背景、肌の色の違い、ヘブライ語能力の不足、さらに移住初期における社会的ネットワークの欠如といった要因により、イスラエル社会において差別的な待遇を受けることが多かった（Hodes[2014], Singh[2009]）。

こうした差別は社会生活のさまざまな場面で現れたが、特に顕著であったのが婚姻に関する問題である。具体的には、ベネ・イスラエルとほかのユダヤ・コミュニティ出身者が婚姻登録を行う際、ユダヤ教の司祭であるラビが婚姻を拒否するケースが発生した。この問題の背景には、後に詳述するイスラエルの首席ラビ庁が1950年に公布した「エルサレム禁止令（Herem Yerushalayim）」があった。この規則では、認可を受けた正統派ラビが執り行う婚姻のみがイスラエル国家で認められると定められており、婚姻はラビの許可のもとでのみ成立する仕組みとなっていた（Schereschewsky[1993: 451-453]）。この制度のもとで、ベネ・イスラエルは「純粋なユダヤ人」ではないことを理由に婚姻登録を拒否されている。こうした状況に対して、婚姻を拒否されたベネ・イスラエルは抗議行動を展開し、その不当性を訴えていった。

これまでのベネ・イスラエルを対象とした先行研究には、主にイスラエルにおける社会的適応に焦点を当てた研究（Singh[2009]）と、抗議行動の指導者の一人であるサムソン・J・

サムソン（Samson J. Samson）の活動に着目した研究（Hodes[2014]）がある。前者の研究では、婚姻制限の問題が社会的適応の困難の一つとして言及されるに留まり、抗議行動全体の詳細な分析には至っていない。一方、後者では抗議行動の指導者の活動が中心であり、イスラエルおよびインドにおける抗議行動全体を俯瞰することは困難である。こうした研究動向を踏まえて、本稿は、ベネ・イスラエルによる抗議行動に焦点を当て、イスラエルおよびインドにおけるその展開と成果を明らかにすることを目的とする。

以下の本稿では、最初に1950年代から1960年代における、ベネ・イスラエルを取り巻くイスラエルの婚姻制度の状況について概観する。その上で婚姻問題に対する初期のベネ・イスラエルの抗議行動の動向について、中央シオニスト文書館（The Central Zionist Archives, CZAと略記）所蔵の、イスラエル国内外の新聞報道、嘆願書などを用いて検討する。次に、イスラエル政府および宗教諸機関の対応についても同様の資料を用いて分析し、その抗議行動の成果と残された課題について整理を行う⁽³⁾。

2. ベネ・イスラエルを取り巻く婚姻制度の概要

イスラエルの婚姻制度は、国家と宗教の深い結びつきによって特徴づけられており、ユダヤ教の伝統的価値観がその基盤となっている（Labovitz[2009: 29]）。この伝統に基づき、イスラエルの首席ラビ庁は1950年に「エルサレム禁止令（Herem Yerushalayim）」を公布し、認可を受けた正統派ラビが執り行う婚姻のみが国家により承認される制度を確立した（Schereschewsky[1992: 451-453]）。

さらに、1953年にはイスラエル議会（クネセト）が「ラビ法廷法（結婚と離婚法5713-1953）」を可決し、イスラエルにおけるユダヤ人の結婚および離婚はユダヤ教の宗教法（ハラハー、Halakha）に従って行われることを定めるとともに、婚姻および離婚に関する専属管轄権をラビ法廷に付与することを規定した。この法律により、1950年代以降のイスラエル社会では、ラビの承認に基づく宗教結婚が唯一法的に認められる婚姻形態となり、民事婚という選択肢は提供されていない。この仕組みは、国家が宗教機関に婚姻と離婚に関する排他的な管轄権を委ねる独自の法制度を形成しており、「近代法制度の中でも特異」と評される（Zamir & Zysblat[1996: 12-13]）。

一方で、正統派ユダヤ教の観点では、婚姻制度の最大の目的は「ユダヤ人という家族の境界」を明確化し、それを維持することである。ユダヤ人全体の共同体（クラール・イスラエル、Klal Yisrael）を一つの民族として統合するためには、参入のルール（結婚法）と退出のルール（離婚法）を厳格に管理する必要があると考えられている（Mazie[2006:

174]）。こうしたユダヤ教徒のコミュニティにおける婚姻規範を支える重要な要素の一つとして、ユダヤ法における「mamzer（mamzer）」という特殊概念がある。mamzerとは、ヘブライ語で「野郎」「非嫡出子」を意味する言葉である。具体的には正規の婚姻関係にない男女の性交渉によって生まれた子どもを指し、ユダヤ法が禁止する近親者間の婚姻によって生まれた子どもや、祭司出身の男性が離婚歴のある女性と結婚して生まれた子どもが該当する（市川[1996: 166]）。このmamzerの概念は、ベネ・イスラエルにも適用される。ベネ・イスラエルがユダヤ法の詳細を知らず、善意で法に違反した場合でも、ユダヤ法に基づく判断ではmamzerの疑惑が生じる。たとえば、近親婚や祭司出身者の婚姻規定違反など、ユダヤ法に反する婚姻に基づいて生まれた子どもは、mamzerとして認識される可能性がある。コミュニティがmamzerと疑われた場合、その成員はほかのユダヤ人との婚姻を禁じられるだけでなく、社会的な制裁を受けることになる（市川[1996: 166-167]）。

実際にmamzer疑惑は、ベネ・イスラエルに向けられることになった。当時のセファルディー系首席ラビであったイツハク・ニッシム（Itzhak Nissim）は、ベネ・イスラエルに対して、以下の懸念を報告している（Nissim[1962], Hodes[2014: 125]）。

1. 非ユダヤ教徒との婚姻が懸念される。
2. 彼らの離婚が律法に合致していないという懸念がある。
3. 禁じられている近親者間の婚姻が懸念される。

これらの懸念を受け、ニッシムは1961年5月、地方宗教評議会に対して、ベネ・イスラエルに対する婚姻許可証の発行を停止するよう通告した。首席ラビ庁による決定は、ベネ・イスラエルを「純粋なユダヤ人ではない」と判断したと報じられた（CZA[1961a: 42]）。その後、同年5月10日にニッシムは、ベネ・イスラエルとほかのイスラエル・ユダヤ人との婚姻問題については地方ラビの裁量に委ねる方針を示しながらも、婚姻許可証発行停止の決定を維持する姿勢を明確にした。彼はまた「新たな権威ある発見がない限り、ベネ・イスラエルの婚姻問題を再検討する必要はない」との立場を表明した（CZA[1961a: 40]）。これにより、ベネ・イスラエルの婚姻は、事実上、制限が課される形となった⁽⁴⁾。

こうした決定を受けて、ベネ・イスラエルは独自の組織結成や抗議行動を展開していく。次節では、ベネ・イスラエルの抗議行動の展開についてより詳しく見ていく。

3. 1961年のベネ・イスラエルの抗議行動の展開

首席ラビがベネ・イスラエルに対する婚姻許可証の発行を停止すると通告したことで、ベネ・イスラエルはイスラエル社会で公的に結婚することが不可能となった。この出来事は、イスラエルに住むベネ・イスラエルだけでなく、インドにいるベネ・イスラエルからも抗議を引き起こした。以下では、まずイスラエルにおけるベネ・イスラエルの抗議行動の展開を概観し、その後にインドでの抗議行動について述べる。

イスラエルでは、婚姻禁止という事態を受けて、1961年5月6日、ハイファにおいてベネ・イスラエルの代表者たちが集まり、以下の二点が決定された。第一に、バグダディー・ユダヤ人から独立したベネ・イスラエルの代表組織を結成すること。第二に、「行動委員会」を設置し、この婚姻制限問題の解決に向けて活動を行うこと、である（Hodes[2014: 128]）。第一の決定には、当時のイスラエルでベネ・イスラエルを単独で代表する組織が存在せず、バグダディー・ユダヤ人を中心としたインド系ユダヤ人全体を代表する組織しか存在しなかったことが背景にある。

5月11日、「行動委員会」は、アシャー・コレット（Asher Kollete）、ハイム・イエヘズキエル（Haim Yehezkiel）、サムソン J. サムソンらを中心に結成され、ベネ・イスラエルをユダヤ人として公式に認定するよう求める活動を開始した（Hodes[2014: 128], CZA[1961a: 42]）。委員会は約60名で構成され、イエヘズキエルはインド紙*The Statesman* 紙のインタビューにおいて、「ガンディーの弟子として、私はいかなる暴力的な手段にも反対する。イスラエルがカースト制度の導入を望むわけがない」と述べている（CZA[1961a: 39], CZA[1961a: 42]）。

行動委員会はこうした声明を発表すると同時に、国際的なネットワークを通じた問題解決の試みを行っている。世界ユダヤ会議（the World Jewish Congress, 以下WJC）議長のナフーム・ゴールドマン（Nahum Goldmann）は、WJCのイスラエル執行委員長にあたるアリエ・タルタカワー（Aryeh Tartakower）に向けた電報において、「全ての悪評を何とかして解決するよう」に求めている。タルカタワーは、ニッシムとゾラフ・バルハフティク（Zerach Warhaftig）宗教大臣との会談を手配したほか、その後にタルカタワー、サムソン、コレットの三者会談が実現している（Hodes[2014: 130-131]）。

この問題に関する報道がインドに伝わると、インドのベネ・イスラエル共同体内においても、イスラエルにおける婚姻制限の問題を解決するべく、いくつかの抗議行動が起きている。1961年5月26日にはボンベイ・シオニスト協会（BZA）が緊急会合を開き、一連の出来事に対して、インド国内のベネ・イスラエルが協調行動を採るという基本方針を決定

した（CZA[1961a: 46]）。その際、同協会はイスラエルへの移住を斡旋する準政府機関である「ユダヤ機関」のボンベイ支部の代表者I. ケルマン（I. Kelman）を招いている。その後、ボンベイ、プーナ（現プネー）、アフマダーバードなどのインド各都市のシナゴグにおいて、同問題について話し合う会合が開催された。後日、同団体はこれらの会合において採択した決議文書を、イスラエルのベン・ツヴィ大統領やベン・グリオン首相などに向けて送付している（CZA[1961a: 46]）。

またボンベイにある正統派ユダヤ教信徒協会連合（The Union of Orthodox Jewish Congregations in India）の執行委員会は、首席ラビ庁の決定に対する「大きな憤りと恐怖」を表明する決議を採択した（CZA[1961a: 46]）⁽⁵⁾。また同時期には、保守派ユダヤ教のインド連合シナゴグ（The United Synagogue of India）の代表であるエマニュエル・E・モーゼス（Emmanuel E. Moses）は、ベネ・イスラエルがユダヤ教徒ではない者との婚姻があったことを理由に婚姻禁止を受けたことについて言及し、欧米におけるユダヤ教の改革運動の結果、非常に多くの異なる出自間の婚姻が行われている事例を挙げ、「ユダヤ人は決して純粋な人種ではない」と述べている⁽⁶⁾。さらに、インドではベネ・イスラエル共同体とイラク系ユダヤ共同体の構成員間で数多くの結婚が行われてきたことに加え、外国系ユダヤ人との結婚も行われており、そうした結婚に対する宗教的な反対運動はこれまでに一度も起きていないことを指摘している（CZA[1961b]）。

こうしたベネ・イスラエルの抗議行動は、ベネ・イスラエルのみならず、ほかのインド系ユダヤ・コミュニティとの連帯にも繋がっている。バグダディー・ユダヤ人が中核を成すボンベイ・ユダヤ人中央委員会（the Central Jewish Board of Bombay）は、ベン・ツヴィ大統領およびベン・グリオン首相に宛てた覚書において、イスラエル政府への批判を避けつつ、首席ラビおよび婚姻登録を認めないラビに対する非難を行なっている。

イスラエル政府はベネ・イスラエルの歴史に精通しており、彼らを言葉の正しい意味でユダヤ人として認めている。（中略）ただし、不和を引き起こしている「これらのラビ」に、過去にユダヤ国家を分裂させたような行為を控えるよう要請する。ベネ・イスラエルは、ユダヤ教に忠実であり続けたユダヤ人の最も古い子孫の1つであり、イスラエルの岩に対する深い献身と愛着で知られている⁽⁷⁾。自由な祖国（イスラエル）では、ベネ・イスラエルの何千人もの息子と娘が常にシオンの呼びかけに自発的に応え、国家建設とイスラエルの発展という偉大な仕事に参加してきた。（中略）私たちは、（中略）この決定を直ちに実施し、婚姻やその他の宗教儀式を執行および認可するすべての責任者に対して拘束力のあるものとすることを求める。私たちの要望は、国民統合とユダヤ民族の団結という共通の大義の利益のためのものである。ユダヤ人中

央委員会は、イスラエル政府が、一般のユダヤ人、特にイスラエル国内のユダヤ人にとって大きな懸念となっているこの問題を解決し、すべての人々が非常に残念に思っている不安を取り除くことを期待する（CZA[1961c]）。

ボンベイ・ユダヤ人中央委員会は、この覚書を通じて、ベネ・イスラエルを含むすべてのユダヤ系コミュニティが等しく尊重されるべきであるとの立場を明確に示した。さらに覚書の中では、イスラエル政府への直接的な批判を避けつつ、婚姻登録を認めないラビや首席ラビに対する非難を明確に示し、公平な対応を求めている。同時に、婚姻や宗教儀式の不公平な扱いを解消するための具体的な行動を即時に実施するよう求めており、この要請は、イスラエル社会におけるユダヤ民族の団結と国民統合を目的としている。

このように、ベネ・イスラエルの抗議はイスラエル社会だけに留まらず、彼らの出身地域であるインドおよび国際的なユダヤ社会のネットワークや報道、世論を活用する形で行われた。また、世俗・宗教、出自を問わず、さまざまな立場の人々が関与する形で展開されたことが分かる。次節では、こうした抗議の動きに対して、イスラエル政府および宗教諸機関がどのように対応したのかを確認する。

4. イスラエル政府および宗教諸機関の対応

ベネ・イスラエルの抗議行動がイスラエルのみならず、インドにおいても活発化したことを受けて、イスラエルの政府および宗教諸機関はいくつかの対応を余儀なくされた。以下では、時系列に沿って対応の変遷を見ていく。

1961年5月26日、インドのボンベイで開催されたボンベイ・シオニスト協会の会合に、ユダヤ機関のボンベイ支部代表であるI. ケルマンが出席した。この会合で、同氏は「報告された婚姻の禁止は純粋に宗教的な問題であり、イスラエル政府と国民全体のいかなる見解も、暗示的または明示的を問わず、全く反映していない」と述べた。さらに、「イスラエルはユダヤ人として、何千人ものベネ・イスラエルを両手を広げて歓迎してきた」と発言したとされる（CZA[1961a: 46]）。ユダヤ機関の関係者がこの問題にいち早く対応した背景には、同機関がイスラエルへの移住政策を斡旋する過程で、この婚姻制限問題が移住希望者にとって重大な障害となり、場合によっては移住自体を断念させる要因になりかねないという事情があったと考えられる。

さらに5月30日、イスラエル宗教省は、正統派ユダヤ教信徒協会連合に対し「イスラエルの宗教当局がインドのユダヤ人を『純粋（－なユダヤ人－）ではない』と見なしている

という報道は事実ではない」と通告し、これに続き外務省も「インド出身のユダヤ人に対する婚姻許可証発行拒否は根拠のない誤解であり、一連の報道は悪質で危険な捏造である」と批判する声明を発表した（CZA[1961a: 48]）。政府のこうした動きは、宗教機関の決定が国際的な非難を招いたことを受けたものであり、問題の収束を目指した対応であったと考えられる。

さらに同年6月2日には、在インド・イスラエル総領事のマイケル・T・マイケル（Michael T. Michael）が*The Jewish Chronicle*紙のインタビューで、「イスラエルは一部のラビの態度にかかわらず、ベネ・イスラエルを正式なユダヤ人として認めている」と述べ、「新たな首席ラビが選出されれば事態が収束するだろう」と期待を表明した（CZA[1961a: 52]）。しかし、この問題は単なる宗教的解釈の相違を超え、1961年の選挙とも結びついていた。同年5月26日の*JCNS*紙は、「マパイ党首はベネ・イスラエルに対し、首席ラビ庁からユダヤ人としての完全な認定を得るために全力を尽くすことを約束した。ほかの左派政党も即座に同様の姿勢を採用した」と報じている（CZA[1961d:3]）。この選挙における争点化が、政府と首席ラビ庁の対応に一定の影響を及ぼしたと考えられる。

こうした状況下で、6月19日にニッシム首席ラビは「ラビがベネ・イスラエルをボイコットする意図があると想定するのは危険である。この問題を解決するために適切なシステムを構築している」と述べ、問題の解決に向けた姿勢を示した（CZA[1961a: 60]）。6月20日にはイスラエルのユダヤ機関本部が「ベネ・イスラエルのメンバーには完全な平等が保障されるべきである」と全会一致で声明を発表した。この声明についてJTA紙は、「宗教政党の代表もこの採択に同意している」と述べ、宗教政党を含む幅広い支持が背景にあったことを指摘している（CZA[1961a: 57]）。

1961年10月19日、首席ラビ評議会はベネ・イスラエルの婚姻問題について議論を行い、「ベネ・イスラエルがユダヤ人であることに疑いの余地はなく、彼らとの婚姻を禁止する根拠はない」との結論に達した（CZA[1961a: 97]）。また、ニッシム首席ラビは、地方ラビに対し問題が発生した場合には首席ラビ庁に相談するよう求めた（CZA[1961a: 100]）。しかし、この評議会の議論では依然として多くの反対意見が存在しており、宗教指導者間でベネ・イスラエルの婚姻問題に対する完全な合意には至らなかった⁽⁸⁾。そのため、ベネ・イスラエルを「mamzer」ではないと認める過程で、反対派のラビとの間にいくつかの妥協が図られた。その内容は以下の通りである。まず、イスラエル出身の正統派ラビをインドに派遣すること、次にベネ・イスラエルに属する者が婚姻登録を行う際、母や祖母がユダヤ人であることや、両親がユダヤ法に反する婚姻を行っていないことを確認すること、さらに、疑義が生じた場合には地方ラビ法廷において判断するという指針を設けた（Zvloni[1961a]）。

この指針について、ベネ・イスラエル側は「人種差別的である」と批判しており、問題の根本的解決には至らなかったことが伺える。さらに、宗教指導者間での意見の不一致により、首席ラビ庁など中央からの指示にもかかわらず、地方レベルではベネ・イスラエルの婚姻登録が拒否される事例が相次いだ。このような対応のばらつきは、婚姻問題に関する宗教諸機関間の統一的な理解が欠けていたことを示しており、問題の解決を一層困難なものとしていた。

5. おわりに

本稿では、イスラエル建国後の社会において、インド出身のユダヤ人コミュニティであるベネ・イスラエルが直面した婚姻制限問題と、それに対する抗議行動の展開を分析してきた。イスラエルの宗教的な婚姻制度は、ユダヤ法に基づく厳格な管理を特徴としており、この制度がベネ・イスラエルのようなマイノリティに対して構造的な差別をもたらした事例を明らかにした。特に、首席ラビ庁が1961年にベネ・イスラエルの婚姻許可を事実上停止したことは、彼らがイスラエル社会で周縁化された位置に置かれていたことを象徴する出来事であった。

ベネ・イスラエルは、イスラエル国内外で活発な抗議行動を展開し、国際世論やインドのユダヤ人コミュニティとの連携を通じて、イスラエル政府や宗教諸機関に圧力をかけた。この抗議行動の成果として、首席ラビ評議会が「ベネ・イスラエルがユダヤ人である」と公式に認定し、婚姻制限問題の改善を図るための決定を行ったことが挙げられる。この結果、ベネ・イスラエルの婚姻登録に関する状況は一定程度改善された。

しかし、本稿の分析を通じて、問題の根本的な解決には至らなかったことも明らかになった。イスラエルの婚姻制度が宗教法に強く依存していることから、宗教指導者間の意見の不一致が制度の運用にばらつきを生み出し、ベネ・イスラエルの婚姻登録が地方レベルで依然として拒否される事例が残った。また1961年時点において、この問題をめぐる対応は、宗教諸機関の間での調整が不十分であったため、統一的な解決策が実現しなかった。

参考文献・資料

〈日本語文献〉

- 井坂理穂. 2022.「植民地期インドのユダヤ・コミュニティとシオニズム」『ODYSSEUS 東京大学大学院総合文化研究科地域文化研究専攻 紀要』第26号, 2022年3月, 157-174.
- . 2023.「近代インドのベネ・イスラエル知識人とシオニズムー：インドのユダヤ・コミュニティからみたパレスチナ」『ODYSSEUS 東京大学大学院総合文化研究科地域文化研究専攻 紀要』第27号, 2023年3月, 19-41.
- 白杵陽. 1999.「イスラエルにおける宗教、国家、そして政治ー：「誰がユダヤ人か」問題とその法制化をめぐる一」『国際政治』121号, 95-107.
- 市川裕. 1994.「第5章 移民の私的身分とイスラエルの宗教法体系ー：エチオピア・ユダヤ人の事例を通してー」池田明史編『イスラエル国家の諸問題』研究双書441, アジア経済研究所, 159-188.
- ナタン・カッツ、ジョアン・G・ローランド、イタマール・テオドル. 2024.「インド亜大陸のユダヤ人共同体——：インド民族主義とシオニズムの狭間」. 128-156. ロテム・コーネル編著ほか. 滝川義人訳.『近代アジアのユダヤ人社会：共同体の興隆、終焉、そして復活』明石書店（世界歴史叢書）

〈外国語文献〉

- lazar. D. J. n.d. “The Jewish Community of India.” Jewish Community Studies. Jerusalem Center for Public Affairs: Daniel Elazar Papers Index. <https://dje.jcpa.org/articles2/india.htm> (accessed 1 December 2024).
- Hodes, J. 2014. From India to Israel: Identity, Immigration, and the Struggle for Religious Equality. Montreal: McGill-Queen's University Press.
- Isenberg, S. B. 1988. India's Bene Israel: A Comprehensive Inquiry and Sourcebook. Berkeley: Judah L. Magnes Museum.
- Kadanthodu, S. R. 2022. “Migration, Discrimination and Assimilation in the State of Israel: A Case Study of the Indian Jewish Diaspora from 1949 to 1973.” *Diaspora Studies* 15 (2): 134-157.
- Labovitz, G. 2009. Marriage and Metaphor: Constructions of Gender in Rabbinic Literature. Maryland: Lexington Books.
- Mazie, S. V. 2006. Israel's Higher Law: Religion and Liberal Democracy in the Jewish State. Maryland: Lexington Books.
- Schereschewsky, B. 1993. Family Law in Israel. 4th ed. Jerusalem: Rubin Mass. (In Hebrew).
- Singh, M. C. 2009. Being Indian, Being Israeli: Migration, Ethnicity, and Gender in the Jewish Homeland. New Delhi: Manohar Publishers & Distributors.
- Yiftachel, O. 2001. Ethnocracy: Land and Identity Politics in Israel/Palestine. Pennsylvania: University of Pennsylvania Press.
- Zamir, I., and A. Zysblat. 1996. Public Law in Israel. Oxford: Clarendon Press

〈アーカイブ資料〉

- Central Zionist Archives (CZAと略記). 1961a. File C210335, 39. Land?, Tel Aviv, 12 May 1961. “Rabbinate Debar Bene Israel.”
- . 1961a. File C210335, 40. *Jewish Telegraphic Agency* (JTA), Jerusalem, 11 May 1961. “Indian Jews in Israel Complain against Withholding Marriage Licenses.”
- . 1961a. File C210335, 42. The Statesman, New Delhi, 11 May 1961. “Indian-Born Jews.”
- . 1961a. File C210335, 43. *Land?*, Tel Aviv, 19 May 1961. “Rabbinate Stand Firm on Bene Israel.”

———. 1961a. File C210335, 46. *Land?*, Bombay, 26 May 1961. “Marriage Ban Angers The Indians.”

———. 1961a. File C210335, 48. *Jewish Telegraphic Agency* (JTA), New Delhi, 30 May 1961. “Israel Ministry Denies Reports on Discrimination against Jews of India.”

———. 1961a. File C210335, 52. *Land?*, quoting Jewish Chronicle Report, 2 June 1961. “Bene Israel ‘Insulted’ by Ban, Israel Consul’s Speeches.”

———. 1961a. File C210335, 57. *Jewish Telegraphic Agency* (JTA), Jerusalem, 20 June 1961. “Agency Executive Says Bnei Israel Entitled to ‘Full Equality’.”

———. 1961a. File C210335, 60. *Land?*, Tel Aviv, 23 June 1961. “Equal Rights for Bene Israel.”

———. 1961a. File C210335, 97. *Jewish Telegraphic Agency* (JTA), Jerusalem, 19 October 1961. “Israel Rabbinate Ends Ban on Marriage with Jewish Tribe in India.”

———. 1961a. File C210335, 100. *Land?*, Jerusalem, 27 October 1961. “Bene Israel Are Jews Chief Rabbinate Recognition.”

———. 1961b. File S76_29, 1–3. Marriage Bar on Indian Jews in Israel, by Emmanuel E. Moses, Bombay, United Synagogue of India, 1 August 1961.

———. 1961c. File C3-1161, 44. Bene Israel Problem in Israel, by J.D. Aaron, Bombay, The Central Jewish Board of Bombay, 8 July 1961.

———. 1961d. File C2-11137, 3. *JCNS*, Tel Aviv, 26 June 1961. “Bene-Israel Controversy Becomes Electoral Issue.”

Nissim, Itzhak. 1962. Bnei Yisrael: Piskei Halakkah. Jerusalem: Office of the Chief Rabbinate.

〈オンライン資料〉

Central Bureau of Statistics in Israel（CBSと略記）. 2021. *Jews, By Continent of Origin, Birth and Period of Immigration Data. Population - Statistical Abstract of Israel 2021 - No.72* 2.9. <https://www.cbs.gov.il/en/publications/Pages/2021/Population-Statistical-Abstract-of-Israel-2021-No.72.aspx> (accessed 1 December 2024).

New York Times (NYTと略記). 1960. “U.S. Jews to Aid Orthodox in India.” New York, 11 November 1960. Available at: <https://timesmachine.nytimes.com/timesmachine/1960/11/13/issue.html> (accessed 1 December 2024).

Zvloni, R’ Nah. 1961a. Herut, 20 October 1961. “HaRabanut HaRashit Kava: ‘Bnei Yisrael’ meHodu hem Yehudim vohaNisuim itam Mutarim.” https://ranaz.co.il/articles/article4507_19611020.asp (accessed 1 December 2024).

———. 1961b. Herut, 1 November 1961. “Sefer Lavan shel HaRabanut.” https://ranaz.co.il/articles/article1498_19620111.asp (accessed 1 December 2024).

注

- (1) インドにおける主なユダヤ人コミュニティとして、ベネ・イスラエルのほかに以下のコミュニティが挙げられる。バグダディー・ユダヤ人は、18世紀以降にイラクやシリアなど中東地域からインドに移住した商業的に裕福なグループであり、主にボンベイ（現ムンバイ）やカルカッタ（現コルカタ）に定住した。一方、コーチン・ユダヤ人はインド南部ケーララ州のコーチン（現コーチ）を拠点としている。
- (2) ベネ・イスラエルは、彼らの伝承によれば、紀元前175年頃にボンベイ（現：ムンバイ）の南にあるコンカン沿岸に漂着したユダヤ教徒の末裔である。このユダヤ教徒たちは、地元のヒンドゥー教社会で生活しながら、ユダヤ教の戒律に従い、土曜日に働くことを避けていた。また、植物油の搾油業に従事していたため、「土曜日の搾油人」と呼ばれた。彼らは「聞けイスラエル」という信仰を記憶し、いくつかのユダヤ教の祝祭日や食事規定、割礼といった儀礼を守っていたが、ユダヤ教の口伝律法についての知識はなく、ラビもいなかったため、主流派ユダヤ教共同体の礼拝や慣習から孤立していた。近代初期になると、キリスト教宣教師やコーチンのユダヤ教徒との交流を通じて、ベネ・イスラエルの自己認識は変化していった（カツ、ローランド、テオドル[2024: 128-130]）。英国統治時代には、マイノリティとして雇用における便宜を与えられたことで、鉄道会社や軍隊で働き、都市部の中間階層を形成していった（井坂 [2021], [2022]）。20世紀初頭、シオニズム運動がインドにも波及し、1920年にはバグダディー系のボンベイ・シオニスト協会（Bombay Zionist Association, 以下BZAと略記）とベネ・イスラエル・シオニスト協会（Bene Israel Zionist Association）が設立された。イスラエルへの移住が始まる前、ベネ・イスラエルの人口は約2万4,000人に達していた。しかし、1948年以降、インド独立運動や英国の植民地統治の終焉を背景に、多くのベネ・イスラエルがイスラエル、北米、イギリスなどへ移住していった。その結果、現在のインドに残るユダヤ人口は約4,000人程度にまで減少している。
- (3) イスラエルにおける公的な宗教機関として、宗教省、首席ラビ庁、ラビ法廷、地方宗教評議会が挙げられる。以下では、それぞれの役割について、臼杵[1999]に依拠しながら説明する。まず宗教省は、ユダヤ教信仰の実践と関連施設の運営に関する宗教行政の権限を有する機関である。この権限には、首席ラビ庁、地方ラビ庁、ラビ法廷、地方宗教評議会、公立の宗教教育機関における人事への影響力が含まれる。次に、宗教的立法機関および行政機関としての役割を担う首席ラビ庁には、セファルディー系とアシュケナジー系の2人の首席ラビが在籍している。これらの首席ラビは、イスラエルにおけるユダヤ法解釈の最高権威者とされる。首席ラビ庁は、ユダヤ法の解釈および運用に関する権限を持つと同時に、ラビ法廷の判事（ダヤーン）の資格審査を行う責任を負う。このため、ラビ法廷は首席ラビ庁の影響を強く受ける構造となっている。ラビ法廷に関しては、全国に20の地方ラビ法廷が存在し、最上位の法廷としてはエルサレムに最高ラビ法廷が置かれている。最高ラビ法廷の判決は、1957年裁判法に基づき、世俗法に従うイスラエル最高裁判所による監督を受ける。しかしながら、ラビ法廷法（結婚と離婚法5713-1953）が定める婚姻と離婚の分野については、世俗法の介入を排除し、ラビ法廷の排他的権限が保障されている。この点は、イスラエル法における宗教と世俗法の関係において特異な領域といえる。
- (4) この婚姻制限はベネ・イスラエルにのみ適用されており、同じインド・パキスタン出身であるコーチン・ユダヤ人やバグダディー・ユダヤ人には課されていなかった。実際の運用では、ベネ・イスラエルはイスラエルの住民管理登録において、ほかのインド系移民と同様に「インドからの移民」として登録されている。このため、本人が自ら「ベネ・イスラエルのメンバーである」と宣言しない限り、婚姻登録は通常通り進められる運用となっていた。しかし抗議の一環としてベネ・イスラエルという出自を明らかにした上で、婚姻登録を申請する者がいたことが、当時の報道から明らかになっている（CZA[1961a: 43]）。
- (5) 正統派ユダヤ教信徒協会連合（The Union of Orthodox Jewish Congregations, UOと略記）は、米国最大の正統派ユダヤ組織の一つで、1898年に設立されたユダヤ教正統派および教育的な活動を支援・促進を目的とする団体である。インド正統派ユダヤ教信徒協会連合は1960年に、ボンベイのマゲン・ハシディーム・シナゴグ（the Magen Hassidim Synagogue）のサウル・B・ペンカル（Saul B. Penkar）が、インドにおける正統派ユダヤ教の拠点維持を目

- 的にUOに支援を要請したことがきっかけとなり設立された。これはインド連合シナゴグの設立に対応するかたちで設立された (Elazar[n.d.], Isenberg[1988: 232], NYT[1960])。
- (6) インド連合シナゴグは、保守派ユダヤ教に属する世界シナゴグ協議会 (the World Council of Synagogues) の関連組織で、1960年1月16日に最初の会合を行なっている。この組織への参加を通じて、ベネ・イスラエルは、米国から律法、祈祷所、ヘブライ語の教科書、イスラエル留学のための資金を受け取っていた。1981年の時点では、81名の構成員が所属していた (Isenberg[1988: 237])。
- (7) 「イスラエルの岩」は、旧約聖書において神を指す象徴的な表現であり、特に「強さ」「守護」「永続性」を示す比喻として用いられる (例：詩篇18:2)。ここでは、ベネ・イスラエルの宗教的忠誠心とイスラエル国家に対する献身を象徴的に表現している。
- (8) 1961年11月1日付のHerut紙は、ベネ・イスラエルの婚姻制限を解除することについて、イスラエルの宗教指導者の間で意見が分かれていたことを報じている (Zvloni [1961b])。解除に賛成する立場には、テルアビブ・ヤッファの最高ラビであるY. A. ウンターマン (Y. A. Unterman)、エルサレム最高裁判所の判事であるラビ・ヘディア (Hedia)、テルアビブ裁判所の長エリエゼル・ゴールドシュミット (Eliezer Goldschmidt)、ヤッファのラビ法廷の長でハシディズム・ベルツ (Belz) の指導者でもあるラビ・エーレンバーグ (Ehrenberg)、およびそのほかの著名なラビが含まれていた。一方、解除に反対する立場には、ペタフ・ティクヴァのラビ・レウベン・カッツ (Reuven Katz)、ハイファのラビ・Y. カニエル (Y. Kaniel)、エルサレム裁判所長官のラビ・イツハク・ウォルデンベルグ (Yitzhak Waldenberg)、エルサレムのラビ法廷の判事であるラビ・アブラハム・シャピラ=カハナ (Avraham Shapira-Kahana)、ベニー・アキバ・イエシバの指導者ラビ・ネリア (Neria)、イスラエルで最も影響力のあるラビの一人とされるラビ・シャウル・イスラエル (Shaul Yisraeli)、テルアビブのラビ法廷の長であるラビ・バルーク・アシェル・ワーナー (Baruch Asher Warner) などが名を連ねていた。